

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消等請求事件
国側当事者・国(潮来税務署長)
平成29年1月13日一部認容・棄却・確定

判 決

原告	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	鳥飼 重和 木山 泰嗣 石井 亮 木元 有香
同訴訟復代理人弁護士	瀧谷 耕二
被告	国
同代表者法務大臣 処分行政庁	金田 勝年 潮来税務署長 黒澤 博美
同指定代理人	前田 佳行 齋藤 誠密 国府田 隆秀 横山 隆 佐々木 浩二 小谷野 幹人

主 文

- 1 潮来税務署長が平成24年7月6日付けで原告に対してした原告の別紙1主文目録記載1(1)ないし(7)の各事業年度の法人税の更正処分のうちアの部分及び重加算税賦課決定処分のうちイの部分をいずれも取り消す。
- 2 潮来税務署長が平成24年7月6日付けで原告に対してした原告の別紙1主文目録記載2(1)ないし(7)の各課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうちアの部分及びイの重加算税賦課決定処分の全部をいずれも取り消す。
- 3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを2分し、それぞれを原告と被告の各負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 青色申告承認取消処分取消請求

潮来税務署長が平成24年7月6日付けで原告に対してした原告の平成16年9月1日から平成17年8月31日までの事業年度以後の法人税の青色申告の承認の取消処分を取り消す。

2 法人税更正等処分取消請求

潮来税務署長が平成24年7月6日付けで原告に対してした、

- (1) 原告の平成16年9月1日から平成17年8月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額マイナス6372万7544円、還付金額に相当する税額5万3705円を超える部分、翌期へ繰り越す欠損金の額9004万0441円を下回る部分及び重加算税の賦課決定処分
 - (2) 原告の平成17年9月1日から平成18年8月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額零円、還付金額に相当する税額7万4899円を超える部分、翌期へ繰り越す欠損金の額243万2159円を下回る部分並びに過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分
 - (3) 原告の平成18年9月1日から平成19年8月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額7401万3206円、納付すべき税額2144万3500円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分
 - (4) 原告の平成19年9月1日から平成20年8月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額1763万2547円、納付すべき税額444万5500円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分
 - (5) 原告の平成20年9月1日から平成21年8月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額3771万3301円、納付すべき税額1016万5700円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分
 - (6) 原告の平成21年9月1日から平成22年8月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額9824万8232円、納付すべき税額2839万5200円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分
 - (7) 原告の平成22年9月1日から平成23年8月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額3億3035万6309円、納付すべき税額9808万2100円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分
- をいずれも取り消す。

3 消費税及び地方消費税更正等処分取消請求

主文第2項と同旨

第2 事案の概要

本件は、建設工事用機械のリース業等を目的とする株式会社である原告が、潮来税務署長(処分行政庁)の承認を受けて青色の申告書により平成16年9月1日から平成17年8月31日までの事業年度(以下、各事業年度を事業年度の末月を用いて「平成17年8月期」のようにいう。)ないし平成23年8月期の法人税の確定申告書を提出するとともに、平成16年9月1日から平成17年8月31日までの課税期間(以下、各課税期間を課税期間の末月を用いて「平成17年8月課税期間」のようにいう。)ないし平成23年8月課税期間の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の確定申告書を提出し、その際、中古重機等をBこと乙(以下「B」又は「乙」という。)に対し売却したとしてその売却価額を収入金額に計上していたところ、処分行政庁が、平成24年7月6日付けで、これらの重機等の実際の売却先はD株式会社(以下「D」という。)又は株式会社E(以下「E」という。)であり、その売却価額は原告の申告した売却価額より高く、未計上の売却価額を原告代表取締役の甲(以下

「甲」という。)が受領していて、固定資産売却益の計上漏れがあり、また、帳簿書類の取引の一部を隠蔽し又は仮装して記載し又は記録し、その記載又は記録をした事項の全体について、その真実性を疑うに足りる相当の理由があるとして、原告に対し、平成17年8月期以後の青色申告の承認を取り消す処分をするとともに、法人税及び消費税等について更正及び加算税の賦課決定の処分をしたため、原告が、処分行政庁の所属する被告国に対し、これらの各処分の取消しを求める事案である。

1 関係法令の定め

(1) 法人税の課税標準

ア 法人税法21条は、内国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の所得の金額とする旨を定め、同法22条1項は、内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする旨を定める。

イ 法人税法22条2項は、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のもにに係る当該事業年度の収益の額とする旨を定める。

ウ 法人税法22条3項は、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額のほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額、及び当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るものとする旨を定める。

エ 法人税法22条4項は、イの収益の額及びウの原価の額、費用の額及び損失の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする旨を定める。

オ 法人税法55条1項は、内国法人が、その所得の金額若しくは欠損金額又は法人税の額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装すること（以下「隠蔽仮装行為」という。）によりその法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合には、当該隠蔽仮装行為に要する費用の額又は当該隠蔽仮装行為により生ずる損失の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない旨を定める。

(2) 法人税の青色申告

ア 法人税法121条1項は、内国法人は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、中間申告書及び確定申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書を青色の申告書により提出することができる旨を定める。

イ 法人税法127条1項3号は、アの承認（以下「青色申告の承認」という。）を受けた内国法人につき、その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該事業年度まで遡って、その承認を取り消すことができ、この場合において、その取消しがあったときは、当該事業年度開始の日以後その内国法人が提出したその承認に係る青色申告書（納付すべき義務が同日前に成立した法人税に係るものを除く。）は、青色申告書以外の申告書とみな

す旨を定める。

(3) 消費税の課税標準及び税率

ア 消費税法2条1項8号は、同法において、「資産の譲渡等」とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう旨を定め、同項9号は、同法において、「課税資産の譲渡等」とは、資産の譲渡等のうち、同法6条1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう旨を定める。

同法4条1項は、国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税を課する旨を定める。

イ 消費税法28条1項本文は、課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。）とする旨を定める。

ウ 消費税法（平成24年法律第68号による改正前のもの）29条は、消費税の税率は、100分の4とする旨を定め、同改正法附則1条本文、2条により、平成26年4月1日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等について、同税率が適用される。

(4) 地方消費税の課税標準及び税率

ア 地方税法72条の77第2号、消費税法45条1項4号は、地方消費税について、「譲渡割」とは、課税標準額に対する消費税額からその課税期間において控除をされるべき消費税額の合計額を控除した残額に相当する消費税額を課税標準として課する地方消費税をいう旨を定める。

イ 地方税法（平成24年法律第69号による改正前のもの）72条の83は、地方消費税の税率は、100分の25とする旨を定め、同改正法附則1条本文、2条により、平成26年4月1日前に国内において事業者が行った課税資産の譲渡等については、同税率が適用される。

(5) 加算税の賦課

ア 国税通則法（以下「通則法」という。）65条1項、2項は、期限内申告書が提出された場合において、更正があったときは、当該納税者に対し、その更正に基づき新たに納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額（当該納付すべき税額がその国税に係る期限内申告税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、上記100分の10の割合を乗じて計算した金額に、当該超える部分に相当する税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額）に相当する過少申告加算税を課する旨を定める。

イ 通則法68条1項は、上記アに該当する場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に10

0分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する旨を定める。

2 前提事実（おおむね当事者間に争いがなく、後掲各証拠等及び弁論の全趣旨によっても認められる。）

(1) 関係者

ア 原告は、茨城県鹿嶋市に本店を置き、建設工事用機械のリース業等を目的とし、中古重機等を売却することも行う株式会社であり、平成6年9月に設立され、甲はその代表取締役である（乙1）。

イ Dは、東京都港区に本店を置き、建設機械の国内販売等を目的とする株式会社であったが、千葉県市川市に本店を置く同じ業務等を目的とするF株式会社（以下「F」という。）に平成23年5月●日に吸収合併されて解散した（乙2、3）。

ウ 丙（以下「丙」という。）は、平成16年12月末日限りをもってDを退職した同社の元取締役である（乙2）。

エ 丁（旧姓戊。以下「丁」という。）は、丙の甥であり、Dの従業員であったところ、Dを吸収合併したFを平成25年2月末日限りをもって退職した。丁は、同合併が予定されていた時期の平成23年2月●日に東京都中野区に建設機械のリース及びレンタル等を目的として設立されたEの設立に関与し、平成25年11月1日にEの代表取締役に就任した（乙4、6、7）。

オ 乙は、Bの屋号で、D及びE（以下「D等」という。）や原告などの中古重機等の取引に関与した者であるが、平成25年2月●日に死亡した（乙8）。

(2) 原告による法人税及び消費税等の申告

ア 原告は、平成17年8月期ないし平成23年8月期（以下「本件各事業年度」という。）の法人税について、それぞれ納税地である本店所在地の所轄税務署長である潮来税務署長の青色申告の承認を受けて、青色申告書により別表1の「確定申告等」欄記載の内容を骨子とする確定申告書を申告期限までに提出した（以下「本件法人税各申告」という。平成23年8月期に係る確定申告書が乙41）。

イ 原告は、平成17年8月課税期間ないし平成23年8月課税期間（以下「本件各課税期間」という。）の消費税等について、それぞれ別表2の「確定申告」欄記載の内容を骨子とする確定申告書を申告期限までに提出した（以下「本件消費税等各申告」といい、本件法人税各申告と合わせて「本件各申告」という。）。

ウ 本件法人税各申告に係る納付すべき税額（還付金額に相当する税額を含む。以下同じ。）並びに本件消費税等各申告に係る納付すべき消費税額及び納付すべき譲渡割額は、原告が、それぞれ別表3の「計上日」欄記載の日に、「名称等 型式名・製造番号 登録番号」欄記載の重機及び装置（以下、これらの重機及び装置を、同表の対応する「順号」欄記載の数字を用いて「本件重機等1」のようにいい、本件重機等1ないし40を総称するときは、単に「本件重機等」という。）を、「乙への売却額（原告の申告額）」欄記載の各金額（以下「本件各申告売却額」という。）で乙に売却したことを基礎として計算された税額である。

(3) 潮来税務署長による処分

潮来税務署長は、関東信越国税局の職員の調査に基づき、原告に対し、平成24年7月6日付けで、

ア 原告は、平成17年8月期において、本件重機等1ないし6を実際にはDへ8550万円で売却しているにもかかわらず、乙へ4110万円で売却したとして差額4440万円の固定資産売却益を計上せず、これによって得た資金の一部3996万円を原告の代表取締役である甲が受領したことは、帳簿書類の取引の一部を隠蔽し又は仮装して記載し又は記録し、その記載又は記録をした事項の全体について、その真実性を疑うに足りる相当の理由があることになり、法人税法127条1項3号に規定する青色申告の承認の取消事由に該当するとして、同事業年度以後の青色申告の承認を取り消す処分（以下「本件青色申告承認取消処分」という。）をし、その頃これを原告に通知した（甲1）。

イ 原告の本件各事業年度の法人税について、本件重機等1ないし30の実際の売却先はDで、本件重機等31ないし40の実際の売却先はEであり、その消費税等抜きの売却価額は、別表3の「D等への売却額（被告の認定額）」欄の「③売却額」欄記載の各金額であると認められ、これらの各金額から本件各申告売却額（ただし、消費税等抜きの金額。同表の「乙への売却額（原告の申告額）」欄の「①売却額」欄記載の各金額）を控除した、同表の「⑤差額（③－①）」欄記載の各金額（以下「本件税抜差額」という。）を固定資産売却益の計上漏れとして、対応する本件各事業年度の所得金額に加算するとともに、本件青色申告承認取消処分により、青色申告の承認を受けて青色申告書を提出する者に限り適用を受けられる租税特別措置法（以下「措置法」という。）上の損金算入の特例及び特別償却の適用を受けられないことにより減価償却超過額となる額も所得金額に加算するなどして再計算したところに基づき、それぞれ別表1の「更正処分等」欄のとおり、所得金額及び納付すべき税額を更正する（以下「本件法人税各更正処分」という。）とともに、過少申告加算税及び重加算税を賦課する決定をし（以下「本件法人税各賦課決定処分」といい、本件法人税各更正処分と合わせて「本件法人税各更正等処分」という。）、その頃これらを原告に通知した（甲2ないし8）。

ウ 原告の本件各課税期間の消費税等について、本件消費税等各申告に係る課税標準額に本件税抜差額を加えた額を課税標準額として再計算したところに基づき、それぞれ別表2の「更正処分等」欄のとおり、納付すべき消費税額及び納付すべき譲渡割額を更正する（以下「本件消費税等各更正処分」という。）とともに、重加算税を賦課する決定をし（以下「本件消費税等各賦課決定処分」といい、本件消費税等各更正処分と合わせて「本件消費税等各更正等処分」という。）、その頃これらを原告に通知した（甲9ないし15。以下、本件青色申告承認取消処分、本件法人税各更正等処分及び本件消費税等各更正等処分を「本件各処分」と総称する。）。

（4）本件訴えに至る経緯

ア 原告は、平成24年8月2日、通則法（平成26年法律第69号による改正前のもの。以下、（4）において同じ。）75条4項1号に基づき、国税不服審判所長に対して、本件青色申告承認取消処分及び本件法人税各更正等処分の取消しを求めて審査請求をしたが、国税不服審判所長は、原告に対し、平成25年7月1日付けでこれらをいずれも棄却する旨の裁決をし、その頃これを原告に通知した（甲17、18。別表1参照）。

イ 原告は、平成24年8月2日、通則法75条2項1号に基づき、関東信越国税局長に対して、本件消費税等各更正等処分の取消しを求めて異議申立てをしたが、関東信越国税局長は、原告に対し、同年10月31日付けで、これらをいずれも棄却する旨の決定をし、

その頃これを原告に通知した（甲19、21）。

原告は、同年11月13日、通則法75条3項に基づき、国税不服審判所長に対して、本件消費税等各更正等処分の取消しを求めて審査請求をしたが、国税不服審判所長は、原告に対し、平成25年11月5日付けでこれらをいずれも棄却する旨の裁決をし、その頃これを原告に通知した（甲22、23）。（以上につき、別表2参照）

ウ 原告は、平成25年12月19日、本件各処分の取消しを求めて本件訴えを提起したが、平成26年6月6日、本件法人税各更正等処分については、そのうち本件法人税各申告に係る納付すべき税額等を超える部分のみの取消しを求め、本件消費税等各更正等処分については、そのうち本件消費税等各申告に係る納付すべき消費税額及び納付すべき譲渡割額を超える部分のみの取消しを求めるものに、それぞれその請求を減縮した。

3 主な争点と当事者の主張

本件の主な争点は、①原告が本件重機等の売却額の一部を隠蔽し又は仮装して本件各申告をしたか（主として平成17年8月期について本件青色申告承認取消処分の関係）、及び②本件税抜差額が原告において益金の額に算入すべき金額と認められるか（主として本件法人税各更正等処分の関係）であり、これに関する当事者の主張は、以下のとおりである。

(1) 被告の主張

ア 本件取引が真実は原告とD等との間の取引であること

原告による本件重機等の売却（以下「本件取引」という。）は、実体・実質は、原告とD等との間の取引であるにもかかわらず、甲が、丙又は丁（以下「D等」という。）と通謀し、本件税抜差額の90パーセント相当額の現金（以下「本件現金」という。）を裏金として回収するため、乙が原告から本件重機等を仕入れ、D等に売却した取引であるかのように外観・形式を整えて仮装したものである。

すなわち、原告とDは、当初、乙を間に入れずに中古重機等の取引をしていたところ、時期は不明であるが、甲が丙に対し裏金を作るよう依頼したことから、丙が乙に打診し、原告とDとの中古重機等の売買取引の間に乙を入れ、乙に手数料を支払って裏金を捻出する取引（本件取引）が始まった。丙は平成16年12月にDを退職し、その後、丁がDにおける原告との取引の担当者となったが、丁は、その時点で本件取引の形態（商流）ができていたことから、その取引形態を継続した。

なお、D等は、原告から本件重機等の引渡しを受け、本件重機等は、第三者に転売されたり、Dにおけるリース及びレンタル用の重機として使用されたりしていた。

このように、本件取引は、真実は原告とD等との間の取引であると認められるから、本件各事業年度において、本件取引によって原告の益金の額に算入すべき金額は、D等への売却額を前提としたものでなければならず、また、本件税抜差額に関して原告の損金の額に算入すべきものはない。

イ 本件重機等のD等への売却額決定の方法

丁等は、D等の担当者として、原告が売りに出す本件重機等を購入するに際しては、まず、原告のところへ赴き、本件重機等の価格を査定して、D等の買取価格を甲に伝え、その際、甲は、丁等に対し、裏金の金額ないし甲の希望価格を伝えた。丁等は、乙に対し、本件重機等に係るD等の買取価格及び甲から伝えられた金額を伝えた。

その後、乙からD等宛てに売買契約書及び請求書が送付されたが、これらに記載された

取引金額は、D等への売却額であった。また、原告と乙との間の売買契約書及び原告から乙への請求書が作成されたが、これらに記載された取引金額は、乙への売却額であった。乙は、G信用金庫越谷支店の「B・乙」名義の普通預金口座（以下「本件預金口座」という。）にD等への売却額が振り込まれると、その後、乙への売却額を原告の口座に振り込んでいた。

以上のことからすると、本件重機等のD等への売却額及び決済方法は、甲と丁等との間で決定されていたと認められる。

原告は、丁等が、何らの利益を得ることなくこのような異常な取引を主導することはおよそ考え難く、丁等が当該取引で乙以上の利益を得ていたと解するのが自然であって、丁等は自ら得た利益を隠蔽するために、甲に現金を交付した旨供述した可能性があると見て、丁等の供述に信用性がない旨主張する。しかし、裏金作りを手伝っていた理由について、これをすることで、Dは中古重機等を買取って売却することによって利益を上げることができ、営業成績も上がって給料が上がるからである旨の、丙が国税不服審判所に提出した質問回答書における動機は十分に首肯できるものであり、丁についても、原告のような安定的な仕入先をつなぎとめ、自らの営業成績を維持することは裏金作りをする十分な動機となり得る。かえって何らの理由もなくあえて原告に不利な供述をすることは不自然であり、仮に丁等が自ら得た利益を隠蔽するために虚偽の供述をするのであれば、むしろ、自分たちは裏金など作っておらず、契約書どおりに売買を行っていた旨の供述をする方が合理的といえるのに、丁等は、自身が裏金の一部を受領していたのではないかと疑われかねない供述をしているのであるから、丁等の供述にはかえって信用性が認められるというべきである。

仮に、乙が本件重機等を原告から乙への売却額で仕入れ、D等に対し、D等への売却額で売却していたとすると、事業規模で乙に勝るD等が最大でも約30パーセントの利益率しかない中、乙においては相当数の取引において40パーセントを超える高い利益率を維持し、取引全体の平均利益率でもD等における約11パーセントの約3倍に及ぶ約34パーセントもの利益率となり、極めて不自然である。原告も、仮に本件重機等を乙への売却額で乙に売却していたとすると、余りにも低廉な価格で本件重機等を売却していたこととなるところ、昭和45年頃から建設重機賃貸業を営んで40年に及ぶ甲が買取価格が不当に安いことに何らの疑義すら抱かず、丁等の背信行為にも全く気付かないというのは不自然極まりなく、他方、そのことを知りながらこのような売却を続けていたと考えることも不自然である。さらに、甲は乙との面識がなく、両者が直接に契約交渉もしていないところ、相応の金額にのぼる取引において相手方代表者と会ったり交渉したりすることもなく、このような原告にとって不利な契約を継続するというのも不自然である。

ウ 甲による裏金の取得

上記のとおり丁等が甲との間で決める本件重機等の買取価格は、D等の買取価格であり、甲はその買取価格を当然認識していたものと認められる。そして、乙は、D等から本件預金口座へD等への売却額が入金される日の前後1週間程度の間、本件預金口座又は同口座から随時まとまった金額が送金されている乙名義のH銀行日本橋支店、I銀行東陽町支店若しくはJ銀行錦糸町支店の各普通預金口座から、本件現金に相当する金額を引き出し、封筒などに入れて丁等に渡していた。丁等は、乙から受け取った封筒などに入った本件現

金を甲に渡していた。なお、甲自身、丁から現金を受領した事実自体は認めていた。

このように、本件税抜差額は、その一部が手数料として乙へ支払われ、その余の本件現金は、甲が丁等を介して受け取ったものと認められる。原告が、D等との取引について、乙との間の取引であるように仮装した動機としては、このように現金を捻出できること、その現金が帳簿に計上されなければその用途を明らかにする必要がないこと及び申告所得を減少させることにより税負担を軽減できることであると推認できる。

仮に、甲が、丁等から、乙の買取価格しか伝えられておらず、本来のD等の買取価格は知らなかったとした場合、丁等が、個人あるいはD等の利益を得ようと意図したものとなり、甲と面識のない乙は、単に従属的な地位にとどまり、D等あるいは丁等が利益の大金を獲得していたことになる。しかし、そうであるならば、丁等は、自らあるいは会社の課税リスク等を避け、保身を図るためには、「乙から金銭（封筒等）を受け取り、これを甲に渡した」といった、甲に否認されることにより虚偽であることがすぐに判明してしまい、甲にも不公正な取引の存在を察知させてしまう結果を招くことになって自身の立場を無意味に悪化させるような供述はせず、乙からは一切の金銭（ないし金銭が入っていると疑われかねない封筒など）は受け取っていない旨回答するのが最も合理的である。それにもかかわらず、丁等はそのような回答を1度もしていないことは、そもそも前提の仮定が誤っていることを示すものというべきである。

なお、本件税抜差額は、本来、一旦は原告の公表帳簿に資産として計上されるべきところ、その過程が省略されており、そのうち乙へと帰属するに至った手数料については、法人税法55条1項に規定する隠蔽仮装行為に要する費用の額に当たり、それ以外の本件現金については、法人税法22条3項に掲げる額のいずれにも該当しないものとして、いずれも法人税法上の「損金の額に算入すべき金額」に当たらない。したがって、甲が本件現金を受け取ったか否か自体や乙の手数料率に関する被告の認定は、原告の所得金額の計算に影響を及ぼさない。D等が本件重機等の代金として支払った金員の一部を甲が受領した事実が認められなければ、論理必然的に本件税抜差額が原告に帰属するとは認められないことになるかのような原告の主張は失当である。

エ その余の間接事実

本件預金口座からは、原告以外の者にも中古重機代金の振込みがあり、乙及び丁は、それらのうち原告以外の4社についても原告同様に乙を介在させた取引を行い、代金の一部を現金で渡していた旨供述しているところ、うち3社については、各社の税務調査において、修正申告の態憑に応じ、いずれもD等への売却額と乙への売却額との差額に消費税等相当額を加算した金額又は乙及び丁の供述におおむね沿う金額で修正申告を行っている。

オ 本件各処分 of 適法性

本件取引において、上記イのとおり、D等への売却額及びその決済方法は甲と丁等との間で決定されていること、上記ウのとおり、甲が本件現金を受け取っていることからすれば、本件取引は、真実は原告とD等との間における本件重機等の売買であるというべきであるところ、原告はこれを乙への売却額で乙に売却したように装い、その虚偽の外形に沿うよう契約書等を作成したものと認められ、上記エのことからしても、原告が、丁等と通謀し、本件重機等を売却するに当たり乙を取引に介在させることにより、本件重機等の売却益の一部である本件税抜差額の存在を隠匿して裏金とし、簿外で受領していたと推認さ

れるというべきである。

原告が、平成17年8月期において、別表3の本件重機等1ないし6を、同表の「乙への売却額」欄記載の金額でそれぞれ売却したように装うため、その外観に沿う契約書等を作成するとともに、帳簿書類への記載をし、本件税抜差額を収益に計上しなかったことは、同「事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること」（法人税法127条1項3号）に該当するから、同項の規定に基づきした本件青色申告承認取消処分は適法である。

また、被告が本訴において主張する原告の本件各事業年度の法人税に係る所得金額及び納付すべき税額の根拠は別紙2記載1（1）、本件法人税各賦課決定処分の根拠は同別紙記載1（2）、原告の本件各課税期間の消費税等に係る納付すべき消費税額及び納付すべき譲渡割額の根拠は同別紙記載2（1）、本件消費税等各賦課決定処分の根拠は同別紙記載2（2）のとおりであり、別表1の本件法人税各更正等処分及び別表2の本件消費税等各更正等処分は、それぞれこれらと同額か下回る金額を課すものであるから、いずれも適法である。

（2）原告の主張

ア 本件重機等の適正な売却

原告は、本件重機等を適正に本件各申告売却額で売却していたのであり、売却益の隠匿をした事実は存在しない。

原告と乙との間の本件重機等の売買契約については、まず、契約の都度、乙の側で売買契約書を作成し、次に、買主欄にBの記名押印がされた当該売買契約書2通が原告の下に郵送されてくる。その後、原告は、1通については保管し、原告の記名押印をした他の1通をBに郵送する。それぞれの売買契約書に記載されている内容で、両当事者で合意がされ、契約が有効に成立していることは明らかである。

この点、甲は、次からBが契約主体になるので、今後はBとの間で契約書を交わしてほしいというようなことを、丁から言われたのをきっかけにBとの取引が始まった。原告としては、それまで長年の取引関係によって信頼関係があったDの担当者である丁の指示だったので、そこにどのような意味があるかについて関心はなかった。また、売却先を変更した後も売却価格が著しく安価になったり逆に高額になったりすることはなかったため、Bに売却した本件重機等がまさかDに転売されているとは思っていなかった。むしろ、今後重機を購入してくれることになるBがきちんと購入代金を支払ってくれるかどうかのほうに重要であったところ、取引開始から最後まで、一貫してBからの入金はきちんとされ、送付されてくるべき契約書もきちんと送られてきていた上、入金がなければ名義変更に応じず、入金を確認してから本件重機等の名義変更に応じたので問題はなかった。上記売買契約が仮装契約であるとの被告の主張は失当である。

Eについては、丁は甲に対して設立したことすら知らせておらず、甲も本件各処分に係る通知書を見るまでEなる法人の存在を知らなかった。

なお、本件取引が原告と乙との間の取引ではなく原告とD等との間の取引かどうかという問題と、差額の金額が原告に帰属するのかそれとも丁等又はD等に帰属するのかという問題は別々に存在し、仮に本件取引が原告とD等との間の取引であったとしても、本件税

抜差額に係る所得が原告に帰属するわけではない。

イ 甲が本件重機等に係るD等の買取価格を知らないこと

甲が、本件重機等の乙の買取価格及びD等の買取価格の両方を知っていたとするには、丁の供述は、甲から希望額を伝えられていたか否かについて全く相反する内容で変遷し、これを伝えられたとする供述においても、伝えられた金額がBの仕入価格だったか乙に便宜を図ってほしいと考えている金額のどちらだったのかについて、分からないなどと言質を取られない曖昧な供述に変遷しているなど、不自然な点が多い。また、面識のない甲と乙との間で直接の交渉があり、乙が買取価格を決定しているかのような供述もしており、支離滅裂で一貫性がない。これらは、その時々々の弁明に終始したため、重要事項につき根本的な矛盾を起こしてしまったものというほかない。

本件重機等の売却価格は、売却時点における一般社団法人Kによる客観的な市場価格（相場・時価）に近似するものであり、丁自身、関東信越国税不服審判所の国税審判官に対して、原告のクレーンは年式が5年ものでも、他社の10年ものと同じくらいの程度の悪さということで、減点して値段を付けているので、他の業者から買った10年ものと同じくらいの値段になっていると思うと述べている。本件重機等の利益率の問題を指摘する被告の主張は前提において失当である。

すなわち、原告は、本件各事業年度において、クレーン車などの重機等を常時40台前後所有して、L株式会社（現・M株式会社。以下、合併の前後を通じ、「L」という。）等に対してオペレーター付きのリースを行っており、Lから原告への発注に係る査定は毎年行われる。当該査定は原告の所有する重機等の取得時期からの経過年数が基礎となり、経年による劣化をした重機については低い評価がされ、Lからの発注単価が減額されることになるため、原告は新規購入してからおおむね4年ないし6年を経過した重機等については売却して新規の重機等を購入し、発注額が減額されないようにしているところ、原告が売却する本件重機等については、メーカーである株式会社N（以下「N」という。）又は株式会社O（以下「O」という。）から、製鉄所内の構内作業による腐食の程度が激しく、同業他社が使用する重機等に比べて経年劣化が著しい状態のものであったと評価されている。したがって、被告において、仮に原告が本件重機等を乙への売却額で乙に売却していたとすれば、余りにも低廉な価格で本件重機等を売却していたこととなるとか、原告にとって不利な契約を継続するのが不自然であるとか主張する点は、全く理由がなく、むしろ、BがDに対して本件重機等を売却した価格の基準価格との乖離率は平均して69パーセント、高いもの（本件重機等18）では174パーセント、つまり基準価格の3倍近い価格で売却した中古重機も存在するというのであるから、BとDは、経年劣化が著しい本件重機等について、社会通念上信じ難い取引を行っていたというべきである。

この点、原告の中古重機等の売却目的は、経年劣化による買替えを行うための資金の一部を捻出するためであるから、高値での売却ができるに越したことはないものの、劣化の程度が他社の重機と比しても著しい本件重機等について、安価での提示を甘受せざるを得ない状況であり、ましてそれらが自らの取得価格を上回る価格で取引が可能になるうとは想像だにできない立場にある。中古重機市場を知り尽くした丁等がこれを利用して、自らが勤務するDに対しては、あたかも他の業者から仕入れたのと同様にBから高価で仕入れたこととして、当該金額をBに支払い、原告の売却金額とBの手数料を控除した金額（被

告のいう本件現金相当額)を領得したということは十分に考えられ、その可能性が高い。

本件重機等のD等による買取価格は甲と丁等の中で決められておらず、丁が甲に伝えていた本件重機等の買取価格はBの買取価格である。

ウ 甲が本件税抜差額を取得していないこと

甲に対して袋などに入れて現金を手渡したと供述する丁等の供述を前提とすれば、現金の受領を自ら認めている丁等自身が、その現金を自ら手にしている可能性が、客観的に考えれば高いという事実を認めなければならないはずである。丁等自身がこの現金を取得した可能性を客観的に否定できない限り、それをそのまま袋などに入れて甲に手渡したなどとする各供述に信用性が認められるはずがない。乙や丁等は利害関係を有する者であり、特に丁等は、甲が本件現金を受領したとすることにより自分たちが責任追及を免れることができ、虚偽の供述をする動因が極めて強いことから、その供述の信用性を慎重に判断すべきである。

この点、乙は、丁等の受領後の現金の移動に関与したとは述べておらず、そのような関与をうかがわせる証拠もなく、乙も「その先の現金の行方は分からない」旨述べている。また、丁等の供述が真実であれば、乙から場合によっては数千万円という極めて多額の金員を受領してそれを甲に手渡すというリスクの高い行為を繰り返し続けた(丁については、リスクの高い行為を繰り返し続けただけではなくて、Eという会社を設立してまでこの異常な取引の継続を図った)にもかかわらず、当該取引において何らの利益も得ていないことになるが、何らの利益を得ることなく、このような異常な取引を主導するなどということはおよそ考え難く、むしろ、これを主導した丁等が、当該取引において、乙以上の利益を得ていたと解するのが自然である。乙ですら本件取引により年間数百万円の利益を得ていたところ、丁等についてそのような多額の昇給があったとは考え難く、被告が丁等の動機として主張する営業成績及び給与の向上というものは、対価としておよそ不釣り合いであるし、丁がEという新しい会社をわざわざ作って取引を継続させたことは、丁の動機が営業成績を維持することであるというのと矛盾する。

さらに、丁の供述によれば、乙とユーザーとの間に何らのやり取りもないというのであり、仮に乙の故意又は過失によって、ユーザーが指示した金額より少ない金額の現金が交付された場合、ユーザーとの関係で責任を問われるのは丁であるのに、そのような立場にあり、かつ、乙を介した取引を主導していた丁が、乙からの交付金額を確認せずに、そのままユーザーへ交付するなどということは、およそ考えられない。乙の関与の仕方や、乙の手数料分の料率、甲に現金を交布するようになった時期・頻度や現金の受渡場所等について極めて不自然な変遷も認められる丁の供述は、信用できない。

丁等に対しては、調査担当者による質問検査が行われ、現金の受領そのものを否定することが困難な状況にあった中で、丁等は、金銭の受領を自認しながら課税を免れるために合理的に考える限り最も有利な供述をしたにすぎず、自らの不利な事実を自発的かつ真摯に供述しているというべきものではないから、丁等が現金の受領を自認する旨の供述が、甲に現金を交付していた部分についての丁等の供述の信用性を高めるものとはいえない。

乙の供述も、受け取る手数料の額に消費税等相当額を含むか否かについて変遷しているが、その理由については何らの説明もないなど、信用できない。

なお、被告は、乙の預金口座の送金、出金の状況が本件現金の額に一致又は近似してい

る点を、これを甲に交付したとの乙供述を信用できるとする理由の一つとして挙げるが、各口座からの出金額を都合良く加算した金額と照らし合わせて整合するといってみても、事実認定上意味があるわけではない。甲自身1度として現金を受領した事実自体を認めたことはなく、甲が簿外で現金を受領したことを認めているなどとする被告の主張を裏付ける甲の供述調書は1通たりとも存在しておらず、提出されているのは不明瞭な記載がされた関東信越国税局の職員が作成した調査報告書のみである。

エ その余の間接事実について

他社の修正申告に係る事情は、課税当局との間で見解の相違があったとしても、不服申立てや訴訟の時間的、金銭的負担に照らして、争わず、修正申告に応じることは多いから、そもそも他社が修正申告に応じたことから、直ちにその修正申告どおりの事実があったことにはならず、原告における被告の主張を裏付けるものとはなり得ない。

オ 本件各処分 of 違法性

①丁等は甲及び乙の双方と取引があること、②甲は乙と面識がないこと、③丁等は中古重機の売買に係る専門家であるとともに、Dにおいて購入予定重機の選定、査定、購入決定及び代金支払決定並びに売却先の選定、決定、価格決定、代金支払決定の権限を持っていたこと、④原告が乙に売却した本件重機等に係るDの担当者は丁のみであること、⑤本件重機等の売却を乙(B)に対して行うよう原告に申し入れたのは丁等であること、⑥原告の売却した本件重機等の価格はむしろ適正であったこと、⑦乙は丁に対して現金を渡していた旨述べていたこと、⑧甲は本件各処分に先立つ税務調査の時点から一貫して本件現金を受け取ったことを認める旨述べていたこと、⑨本件各処分をするに当たり税務調査を担当したP(以下「P」という。)は、甲が現金を受け取ったとする直接の証拠はない旨述べていたこと、⑩丁は甲に秘匿してまでEを設立して本件取引を継続させようとしたこと、⑪丁は本件訴訟において当初証人として出廷することを拒絶する意向を示していたことに鑑みると、本件取引の実態は、丁等が乙と通謀して原告を利用することによって、丁等又は乙のために現金を作出するためのものであったと考えることが自然かつ合理的であり、本件取引の真実がそのようなものであると考えれば、上記①ないし⑪の事実の全てに合理的な説明がつく。

本件各処分は、課税標準等又は税額等が課税庁の調査したところと異なるときは、その調査により、申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する旨を規定する通則法24条の要件を充足しない不十分な調査により、証拠もないままに、事実誤認に基づきなされたものであり、違法である。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記第2の2の前提事実及び後掲各証拠等によれば、本件取引に至る経緯、本件取引の内容、税務調査の経緯等について、以下の各事実が認められる。

(1) 原告における本件取引以前の重機等取引の状況

ア 原告は、Q製鉄所に対して、クレーン車等の重機のオペレーター付きリースを行うなどの事業を行っており、当該重機をそのメーカーであるNやOから購入していた。原告は、上記各メーカーから、これらの重機は特殊な作業環境であるLの構内作業によって腐食等が見られやすい状態となっているなどとして、客先における安全作業の確保を最

重点に置く観点からは購入後5年を目処にした買替えを行うことを勧められていた。

(甲25、26、35ないし38(各枝番を含む。)、61、弁論の全趣旨)

イ 甲は、上記の買替えに際してメーカーに対して中古となる重機を下取りに出した場合、新たに購入する重機代金から差引控除されるだけで現金が入らないのに、旧重機につき売却益が計上されて税金だけが掛かり資金繰りに影響を与えることを考慮し、中古重機を買ってくれる業者を探していたところ、Nの水戸営業所長から、平成6年頃、Dとその担当者である丙を紹介された。そこで、原告は、Dに中古重機を売却するようになった。(甲61)

ウ 丙は、昭和53年3月から平成16年12月までDに勤務し、中古重機の買付けと売却などの業務に従事しており、退職当時は専務の地位にあった。丙は、中古重機を買い付けるに当たり、仕入先とDとの間に乙を介在させて、Dから乙に振り込んだ中古重機の売買代金のうち、仕入先に対して振込みで支払う分と現金で支払う分に分け、乙から一旦戻された現金を仕入先に渡していたことがあった。(前提事実(1)ウ、甲53、乙5、58)

エ 乙は、長年建設機械の取引に携わっていたところ、平成11年頃、勤務先が倒産したことから、平成12年頃、Bの屋号で個人事業を始めた。そして、乙は、かねて面識のあった丙からの話を受けて、原告とDとの取引の間に入って裏金作りをする行為に関与することとなった。(前提事実(1)オ、乙5、21、58)

オ 丁(平成7年に婚姻する前の旧姓は戊)は、平成3年頃から平成25年2月まで、D及び同社を吸収合併したFに勤務していたところ、D在籍中は、平成12年頃、クレーン部門に移り、重機の買取り・販売などの業務に従事していた。なお、丁は、平成14年9月3日、Dの担当者として、原告の部長宛てに、戊名で高所作業車を陸送業者の運転手に引き取りに行かせる旨のファクシミリを送信している(甲44、59)。

丁は、中古クレーンの取引に当たり、客先の求めに応じて、Dで値決めした仕入れ値の一部につき請求書・領収書のない現金取引を行うことがあり、そのような客先として、Dのほかにも複数の会社があった(乙7)。

平成23年5月、DはFに吸収合併されたところ、Fには中古クレーンの販売部署がなかったことなどから、丁は、平成25年2月末日限りでFを退職した。他方、丁は、Dにおいて丁が行っていた取引を継続したいと考え、ほか1名と共に資本金を出資して、平成23年2月●日、Eを設立したが、丁は、役員に自身の名を出すことを避けて、知人のRを代表取締役の地位に就けた(乙6、証人丁15～16頁・29頁)。(オ全体につき、前提事実(1)エ、甲55、57)

(2) 本件取引に関する契約書の概要

本件取引に関しては、原告と乙は、原告が乙に対して本件重機等を売却する旨の契約書を作成していた。また、乙は、本件重機等1ないし30についてはDに対して、本件重機等31ないし40についてはEに対して、それぞれ売却する旨の契約書を作成していた。本件重機等の売買に係る原告と乙との間の売買契約書及び乙とD等との間の売買契約書は、書式は全て同一で、作成日付、売買代金額、受渡期限及び支払条件のみが異なるものであった。これらの契約書の作成日付及び売買金額(税込み)は、別表10の該当欄記載のとおりである。

(甲24の1～40、乙9の2～6・12・14～21・30・34・35・40～46・

48・49・51～64、乙10の2～6・12・14～21・30・34・35・40～46・48・49・51～64)

なお、丁は、甲に対し、E設立前、Dがなくなるので新しい会社を作る準備をしている旨の話をしてしたが、Eが本件重機等31ないし40を購入するものとしてその査定をした当時、Eの社名は伝えていなかった(甲44、原告代表者本人29頁)。

(3) 本件重機等の査定と引渡し等

ア 本件取引に先立ち、本件重機等の価格の査定ないし見積りを実際に行っていたのは、丙又は丁であり、乙は行っていなかった(甲58、61、乙58、証人丁5～11頁、証人S(以下「S」という。)3～4頁・11頁・13頁、原告代表者本人3～4頁・17頁・19～20頁)。

イ 本件重機等のうち1ないし5については丙が、本件重機等6ないし30については丁が、本件重機等を運搬する陸送業者を選定して業者名と運転手名を原告に直接知らせると、原告が、指定された運転手に引き渡し、乙が陸送業者の選定に関わることはなかった。そして、本件重機等を受け取った陸送業者は、乙の下を経由することなく、これらをD等の下に届けていた。本件重機等の車検証又はクレーン検査証などの名義書換書類は、後述の原告への入金を確認された後、陸送業者を介さずに丁等が入手し、D等への名義書換えがされていた。なお、本件重機等の引渡しは、売買契約書の作成日付に先行したものが多いが、同日付後に引渡しがされたものもあった。(甲43の1～40、乙52ないし54、証人丁11～12頁、証人S4～5頁・13頁・15頁、原告代表者本人3頁・17～19頁・28～29頁、弁論の全趣旨。別表10参照)

ウ Dは、本件重機等1、4ないし12、14ないし16及び18ないし30を、多くは乙から購入したとされる日から2か月以内に、D等の支払った価格以上の金額で第三者に転売しており、中には乙から購入したとされる日と同日に転売しているものもあった。Dの第三者に対する納品書の発行者欄には、平成16年9月8日発行の本件重機等1に係るものには「丙」の署名があり、同年11月24日発行の本件重機等4に係るものには「T」名義の署名があるが、同年12月16日以降発行の本件重機等5ないし12、14ないし16及び18ないし30に係るものには全て丁を意味する「戊」の署名がある。Dは、乙から購入したその余の本件重機等2、3、13及び17は、第三者にリースしている。(乙16、40、43)

エ Eは、本件重機等31ないし40を、全て乙から購入したとされる日と同日の平成23年3月31日に転売している(乙40の別紙7ないし9)。

(4) 本件重機等の代金の流れ

ア 原告と乙との間の売買契約書においては、乙とD等との間の売買契約書において乙がD等から支払を受けられるとされている日の後の日を支払期限とする支払条件が付されていた(甲24の1～40、乙9の2～6・12・14～21・30・34・35・40～46・48・49・51～64、乙10の2～6・12・14～21・30・34・35・40～46・48・49・51～64)。

イ これを踏まえ、乙が、Bの名義で、乙とD等との間の売買契約書の作成日付と同日かその後間もない日付で請求書を丁等に送付すると、D等は、間もなく乙との間の売買契約書上の売買代金額を、乙の本件預金口座に振り込んで支払っていた(乙40の別紙4、乙6

0、証人丁2頁・4～5頁・11頁)。

ウ 一方、原告は、乙と原告との間の売買契約書上の金額に合致した請求書を乙に送付し、乙は、D等から支払を受けた後1週間以内に原告との間の売買契約書上の売買代金額を原告の預金口座(本件預金口座)に振り込んで支払っていた(乙11の3・5～12・21・25・26・31～37・39・40・42～55、乙12、証人S5頁・14頁)。

(5) 乙による本件預金口座からの現金の出金と移動

ア 乙は、本件預金口座から、随時、乙名義の他の3つの銀行預金口座に資金を移動させた上、別表11のとおり、上記(4)イの本件預金口座への各振込入金の日と前後して、これらの4口座から、1回又は複数回の合計で、本件税抜差額の90パーセント相当の本件現金額と同額又はこれを上回り概ね近似する額の現金を出金していた。乙は、上記(4)イの本件預金口座への各振込入金額と、同ウの振込支払額との差額のうち上記の本件現金額を除いた金額(本件税抜差額の10パーセントと、それぞれの振込額中消費税等に相当する部分の差額相当額)を留保し、取得していた。(乙12ないし15、18ないし22)

イ 丁等は、乙から受領した本件現金を、少なくとも一部甲に届けていた(乙5、7、57、58、証人丁12～13頁。なお、甲による現金の受領の有無等に関する判断については後記(11)イ参照)。

(6) 本件各申告

原告は、平成16年9月10日から平成23年3月28日にかけて、乙に別表3の「乙への売却額」欄記載の金額で本件重機等を売り上げたものとして、本件各事業年度に係る法人税及び本件各課税期間に係る消費税等の期限内申告をした(前提事実(2))。

(7) 税務調査の経緯

ア 関東信越国税局のPは、平成24年3月27日午前9時前頃、U(以下「U」という。)らを伴って、無予告で原告本社に臨場する一方、同国税局のV(以下「V」という。)らも、同時刻頃、無予告で甲の自宅に臨場した。原告の経理担当者が、間もなく顧問のW税理士(以下「W税理士」という。)の事務所に連絡すると、W税理士は同事務所の職員2名を伴って、同日午前10時30分頃には原告本社に到着し、次いで、Vらと甲も原告本社に到着した。

Pらは、甲に対し、税務調査の主な目的が中古重機の取引である旨を伝え、同日午後、原告本社の会長室で、甲から事情を聴取した。W税理士がこれに立ち会おうとすると、PとUは、甲からの聴取りは国税局だけで行うとして、聴取を行う会長室への会社従業員やW税理士などの他の者の入室を謝絶し、W税理士らは、甲の聴取が終わるまで立会いを求めることなく、待っていた。

P及びUは、甲の応答に関し以下の内容の調査報告書(乙26)を作成した(なお、甲に係る調査報告書の信用性に関する判断については、後記(11)ア参照)。

- ① 原告が保有していた重機の売却は、Dの丁に連絡を取って行っている。当初は丙であったのが10年ほど前に担当者が丁になってからは丁を窓口としている。
- ② 丙から契約書や請求書の相手先をBとするよう言われたために、そのようにし、担当が丁に代わってからもそのようにしている。
- ③ 乙とは面識がない記憶であり、持っていた乙の名刺は丙か丁に渡されたと思う。

- ④ 重機を売却して原告が受け取る売却代金は、Bから振り込まれる金額と、現金で受け取る分がある。重機の売却先をBとしているのは、そのようにすることで、売却代金の一部を帳簿に載せない現金で受け取ることができるためである。
- ⑤ 現金の受取額はいちいち覚えていないが、多いときは1回で二、三百万円に達していた。
- ⑥ 総額でいくら現金を受領していたかは、すぐに思い出せず、翌日以降に回答する。

(ア全体につき、甲62、71、乙61)

イ 一方、関東信越国税局のX(以下「X」という。)及びY(以下「Y」という。)は、同日午前9時頃、無予告で乙の自宅兼事務所を臨場したところ、乙は、癌で寝たきりの状態であり、いずれ税務調査が来るとは思っていたが、妻には内緒のことであるとして、妻のいないところでの事情聴取を希望し、妻に席を外させた。Xらは、乙の応答に関し以下の内容の調査報告書(乙44)を作成した。

- ① Bは、平成12年に前職を退いた後に、中古クレーンの売買を行っていた。利益もほとんど出ておらず、アルバイトのようなつもりで行っていたことから、所得税の申告はしていない。
- ② 利益がないのは、ユーザー(中古重機の売主)に裏でバックしているためであり、乙の収入は売買利益の5パーセントくらいしかない。(これについては、乙は、同日午後に聴取書(乙18)を作成する段になって、自主的に、後で嘘を付いたと思われたくないの、10パーセントくらいであり、訂正すると述べた。)
- ③ 取引の流れは、Dとの売買が成立すると、同社の担当者から連絡が来るので、Bがユーザーから仕入れ、Dに売り上げたように契約書等の書類を作成していた。
- ④ Bの売上金額がユーザーとDとの本来の売買金額である。
- ⑤ 中古クレーンは相場が下がらず、(時価で売却すると)ユーザーの(減価償却後の)帳簿残高との差が大きく多額の売却益が発生してしまうことから、少しの益が出るような形でBの仕入金額を決めていた。
- ⑥ 資金は、Dから本件預金口座に売上代金が振り込まれると、ユーザーの指定口座に仕入金額を振り込み、残りは後日現金で引き出し手数料分を引いてユーザーにバックしていた。

税務係官が、乙に対し、バック先を尋ねると、乙は自分から発信したことにはなりたくないとして、再三拒んでいたが、最終的に、以下の旨を述べ、翌日の再訪を求めた。

- ⑦ 自分は原告その他のユーザーとは面識がなく、Dの担当者に現金を渡してその人がユーザーに持って行っている。

(イ全体につき、乙18、31、56、証人X2～7頁、証人Y2～4頁)

ウ 翌平成24年3月28日、X及びYらが乙の自宅兼事務所を再訪すると、乙は、調査に協力するとして、平成17年以降の取引に係る仕入先売上先元帳綴りを提出した。税務係官が、Dの誰に現金を渡していたかを尋ねると、乙は、回答を拒んだが、前日、その人物と連絡を取ったかとの質問にはこれを肯定し、携帯電話の発着信履歴を確認することを容認した結果、丁(通称・戊)であると判明した。そして、Xらは、乙の応答に関し以下の内容の調査報告書(乙45)を作成した。

- ① 丁には現金を紙袋や封筒に入れて、駅などの決めた場所で渡し、丁はユーザーにその

まま渡していると思う。

- ② 多額の現金を窓口やATMで引き出すと危険なので、数回に分けて引き出して（丁に渡すまで）自宅の書斎に保管するようにしていた。
- ③ 提出した元帳等に従って乙が受け取った手数料を税務係官が計算した結果である、平成17年から平成23年の7年間で4900万円余りの収入になるのは間違いない。
- ④ 乙は手数料をもらっているだけで、残りは全て丁へ渡している。
（ウ全体につき、乙19、31、55、56、59、証人X7～10頁・17～19頁、証人Y4～13頁）

エ 同日、P及びUは、原告本社の会長室で、再び他の者の同席を謝絶して、甲から聴取りを行い、甲の応答に関し以下の内容の調査報告書（乙27）を作成した（甲71、乙61）。

- ① 原告では、例外もあるが、概ね5年くらいで重機を入れ替えている。古い重機は、丁に連絡を取って丁が手配した運転手に重機を引き渡し、その後、売却価格が決まると乙から契約書が届き、原告から請求書を発行する。
- ② そうすると余り日を置かずに売却代金が原告の口座に振り込まれるので、これを確認して車検証の現物を渡すようにしているが、売却額が決まる前に勝手に渡されては困るので、車検証は重機と一緒に渡さないよう原告社内の担当者に指示している。
- ③ 帳簿に計上しない現金受領額は、前夜に丁に電話で確認したところ、甲が受領した現金は、10年間で300万円程度である。前日と話が違うが、丁が300万円と言っているので300万円だと思う、もう1度よく思い出して回答する。

オ 同日夜、Xほか2名の税務係官は、F本社の丁の下を訪れ、訪ねた理由は分かると思うので全て話すよう丁に促し、丁の応答に関し以下の内容の調査報告書（乙23）を作成した。

- ① 前任者の丙の時代から乙と取引があり、乙を通すと安く仕入れられるから、ユーザーからの現金をバックする要望もあり、異常な取引の流れとなっている。
- ② 乙の取り分はDからの売上からユーザーからの仕入れを差し引いた差額の10パーセントであり、残りはユーザーに渡す。
- ③ 現金の受渡しは、丁から連絡すると乙が用意し、それを乙の自宅などに取りに行く。
- ④ ユーザーへの受渡しは機械（重機）の引取りに行くときに、乙の用意した現金入りの封筒や菓子箱を持って行くが、乙のほうで封をしたりテープ巻きにしてあったりするので、中身は確認していない。
- ⑤ 丁が自分で着服することはないが、ユーザーによっては1回数万円の小遣いをくれる人もいる。

カ 翌平成24年3月29日、X及びYがF本社を訪れ、丁から事情を聴取した。Xらは、丁の応答に関し以下の内容の調査報告書（乙24）を作成した。

（ア）税務係官が、Fにおける丁の上司らの立会いの下で、丁に対し、現金をバックしている業者を教えてほしい旨を質問すると、丁は、原告ほか3社の名を挙げるなどした上、以下の旨を応答した。

- ① 原告に係る取引については、乙にDの買取希望額を伝え、その金額の請求書が乙から来るので決済するが、乙と原告との取引金額は知らない。

- ② 乙が用意した現金入りの封筒、菓子箱を預かって自分が持って行き、原告の会社近くの喫茶店等で甲に渡していたが、中身は現金であることは分かるものの、見るなど言われているので乙から預かったまま渡していた。
- ③ ある会社（以下「C社」という。）の社長からは小遣いが欲しいとして1回につき50万円ないし100万円の要望が来るので、依頼額を乙に伝え、希望どおりの現金が入っているという封筒を預かり、社長に渡したことが3回くらいあった。
- ④ 他の2社については、某メーカーから紹介されて裏取引をするようになったが、余り記憶に残っていない。
- ⑤ Fでは乙を絡ませる取引ができなくなったが、ユーザーから依頼があるので止められず、Eを紹介し継続していた。

(イ) 税務係官が、丁に対し、甲と乙の面識がないことを確認しており、幾らで買い取り、幾らバックするかを決めているのは、乙ではなく丁ではないか、（ユーザーからの要望があったのでない）某メーカーから紹介された2社については、乙にバックする金額を指示したのは丁ではないか、とさらに追及すると、丁は黙り込んだが、休憩を取った際に立会人のFの上司らが席を外すと、丁は、以下の旨を応答し、F本社の上司の前では話せないで、Eのことも含め、後日国税局に出向いてもよい意向を示した。

- ⑥ 調査されてそういうことなら言われるとおりでである。丙から引き継いだままに、Dの買取価額、ユーザーからの現金希望額を乙に伝え、乙が用意した現金を丁がユーザーに届けていた。
- ⑦ Eは丁が実質経営者で、F社員の前では話せないで、後日、別の場所で話す。
- ⑧ 乙から預かった現金は封を開けずに渡しているで、抜いたり絶対していないが、ごく稀に現金を届けた際に小遣いとして数万円もらったことはある。
- ⑨ （税務係官が、乙が丁に渡したとする金額として税務当局において算出した一覧表を示し、ユーザーからの現金希望額と違いがあるかを尋ねたところ、）乙にはユーザーの現金希望額を伝え、乙が用意した現金をそのままユーザーに渡しているで、現金希望額とユーザーへバックしている現金は同額になるはずである。

(ウ) 同日、丁は、関東信越国税局長に宛てて、Fの社用箋に「中古クレーン売買取引きにおいてユーザーから依頼のあった機械代金を支払うためBを取引きの間に入れることで一部代金を現金でユーザーに支払っていました。支払い先は別紙のとうりです」と記載した申述書を作成し、その別紙として、乙が丁に渡したとする金額として税務係官から示された上記一覧表の数字を概ねそのままFの社用箋に書き写したもの（ただし、乙が丁に渡したとする金額が180万円と示されていた平成19年10月17日のC社との取引については、一旦180万円と書き写した後に二重線でこれを消して100万円と書き替え、乙が丁に渡したとする金額が108万円と示されていた平成21年10月5日のC社との取引については、100万円という異なる数字が書かれた内容のものとなっている。）を添付して提出した。

キ 平成24年3月29日午後、P及びUは、原告本社の会長室で、前日までと同様に他の者の同席を謝絶して、甲から事情を聴取し、甲の応答に関し以下の内容の調査報告書（乙28）を作成した（甲62、乙61）。

- ① 重機売却取引で帳簿に計上しない現金受領分の計算方法等について、電話で丁と値段

を決める際に、振込み分と現金分を取引ごとに決める。決まった振込み分についてのみ契約書が送られてきて、それに合わせ請求書を作成するが、振込み分と現金分の割合は特に決まっているわけではなく、原告の資金繰りの関係でその都度変わる。

- ② 現金は封筒等に入れて丁から直接甲が受け取る。受取場所は原告本社の会長室であったり、外であったりまちまちである。
- ③ 帳簿に計上しない現金受領分が分かる書類はないが、Bに売却した重機の全てについて帳簿に載せない現金の受領があり、Bに売却した重機は本件重機等1ないし40で間違いがない。
- ④ 現金を帳簿に計上しなかったのは、大手との付き合いで、どうしても領収書のもらえない飲食代や饂飩など経費にできない支出がかなりあり、裏の現金がどうしても必要であるほか、私事だが以前の査察を含む税務調査で多額の納税負担があり、このために借り入れた資金の返済に充てていたものもある。しかし、具体的なことは覚えていない。
- ⑤ 帳簿に計上しない現金受領分の具体的な金額は覚えていないが、1台ないし1取引で1000万円を超える現金を受け取ったことがある。
- ⑥ (税務係官が、乙が受け取る手数料は現金決済分の10パーセントと現金決済分の消費税(等)分5パーセントであり、丁は手数料を受け取っていないと聞いているが間違いがないか質問したのに対し、)乙が受け取る手数料が10パーセントであったとしても、こういう取引が表に出た場合、普通は乙なり丁なりが三、四割もらっているのが筋である。丁は、絶対に表にならないから、国税当局から質問があっても絶対に真実を話さないでほしいと言っておきながら、乙、丁とも国税当局に質問されたらすぐ取引内容を話すことが理解できない。

ク 翌平成24年3月30日午前、X及びYは、乙の自宅兼事務所を訪れ、再度中古重機の取引について詳細を聴き取り、乙の応答に関し以下の内容の調査報告書(乙20)を作成した。そして、乙は、税務係官の求めに従い、自身の所得について、早急に期限後申告の上、納税する意向を示した(乙20、56、証人X10~12頁、証人Y11頁)。

- ① Dがユーザーから中古クレーンを買取るときに間に入って売買し、手数料を受け取っていた。
- ② 間に入る理由は、ユーザーから安く買取ったようにすることで裏金を作って、現金でユーザーにバックするためである。
- ③ 具体的な方法は、丁から買取金額、ユーザーから依頼されたバックする金額の連絡があるので、契約書、請求書等の書類を作成し、双方に郵送すると、Dから本件預金口座に振入金されるので、ユーザーの指定口座へ仕入金額を振り込む。利益金額は現金で引き出して、手数料分を受け取った残りの額を丁にすべて渡しており、丁から伝えられるユーザーからの依頼金額と一致するはずである。
- ④ 乙が受け取る手数料は税抜きの売上金額から税抜きの仕入金額を引いた利益の10パーセントと、売上の消費税(等)額から仕入の消費税(等)額を引いた額で、これ以外には自分は一切受け取っていない。
- ⑤ EはDがFに吸収合併され、裏取引ができなくなったので丁が見付けてきた業者であり、Dとの取引と変わらない。
- ⑥ 丁に現金を渡す方法は、丁のスケジュールに合わせて日時、場所を決め、現金は外か

- ら現金と分からないように、封筒や紙袋に入れて渡していた。
- ⑦ 渡した現金が全額ユーザーの下に行っているかは丁に確認したことはないが、ユーザーからの依頼金額を現金で渡していたので、ユーザーに全てに行っていると思っていた。
- ケ 同日午後、P及びUは、原告本社の会長室で、前日までと同様に他の者の同席を謝絶して、甲から事情を聴取し、甲の応答等に関し以下の内容の調査報告書（乙29）を作成した。
- ① 重機売却取引での現金決済分は、簿外で受け取っており、丁がどう説明していたとしても甲が受け取った現金は総額で4000万円程度であるが、書類を残しているわけではないため内訳は覚えていない。
- ② 前日と回答が違う理由は、思い出してみたらそうだったからである。
- ③ 課税庁は甲が幾ら受け取っていると考えているのかとの甲の質問に応じる形で、税務係官が、税務当局において作成した重機取引一覧表を示し、その表に記載されている金額と考えている旨を述べたところ、甲は、同表の写しを受領し、1分ほど見た後に机の中にしまった。
- ④ （税務係官が、現金受領分が具体的に分からないという回答となると、受領分が例えば10億円ということもあり得るかとの質問したのに対し、）甲は、それはあり得ないと否認し、受け取った金額が本当に4000万円程度であるかは、もう1度よく思い出してみる旨を述べた。（ケ全体につき、甲62、乙29、61）
- コ 平成24年4月2日、丁は、関東信越国税局の入居するさいたま市内の庁舎に出頭し、P立会いの下でUのした質問に対して、以下の旨を回答した内容の質問応答書に署名指印した（甲64、乙7）。
- ① Dで中古クレーンの取引を主に行っており、前任の丙から引継ぎを受けた。
- ② 取引は顧客から重機を売却したいとの連絡を受け、現地に赴いて重機の現物を確認してDの仕入値を顧客と交渉し、重機を売却していたが、その中で表に出す振込みの取引と、顧客の求めに応じた請求書、領収書のない現金取引があった。
- ③ 請求書、領収書のない現金取引は、平成17年4月に丙から引き継ぎ、当初どのような経緯でこうなったのか分からないが、丁が引き継いだときには、顧客からいつもの業者でお願いすると言われ、当初はよく分からなかったが、丙から乙に相談するよう言われ、乙が税務処理をきちんとするので問題ないと聞いて大丈夫だと思い、以前と同様に取引を行った。
- ④ 取引は、顧客から言われた額を乙に伝えると、その額が乙からBの名称で顧客（宛て）に請求書が作成されるが、丁がDで値決めした仕入値との開き分が現金決済となっている。
- ⑤ 乙から、開き分について申告していないと後から聞かされて、正規でない脱税取引であることを知った。
- ⑥ 請求書、領収書のない取引を行っていた業者は、原告、C社ほか2社である。
- ⑦ （業者ごとの現金取引額について教えてほしいとの税務係官の質問に対し、）原告を例にとると、平成16年12月以前の取引は前任の丙が担当していたので、どのように乙と取決めされたかは知らない。（その後の時期の取引については、）丁が売却予定の重機の現物を確認してDの仕入値を決め、甲に伝えると、甲から、「いつものところから

幾らで」と言われるので、乙に甲の希望額を伝える。仕入値と原告の現金取引希望額を伝えれば、後は原告と乙で取り決められた手数料があるはずであるから、現金決済額は算出できる。ただし、丁は、原告と乙で取り決められている手数料割合を知らないので、現金決済分が幾らあるかは答えられないし知らない。甲と乙は現金決済分が幾らかは当然知っていると思う。

- ⑧ 他の業者についても基本的な流れは変わらないが、C社は社長の小遣い（目的）で、他のユーザーとは趣旨が異なり、全ての取引について現金支払があることはなかったと思う。C社の社長から100万円くらい何とかなるかと言われることが多く、そのぐらいの金額が多かったかと思うが、乙の取り分があるので100万円を下回らない金額にしていたと思う。
- ⑨ 上記⑥のように言えるのは、現金決済分の現金が入っていると思われる袋などを丁が各業者に届けるからである。現金は、乙から「これを戻しといて」と言われ、一見して現金が入っているとは思えないように封緘された袋などを預かり、顧客には預かったままの状態届ける。中身を丁も確認していれば現金決済分が幾らあるかは分かるのだろうが、丁はそこにはタッチしたくないので、確認はしていない。しかし、その封緘した袋などはそのまま顧客に渡しているので、現金でバックしていることは間違いない。丁が途中で抜き取るようなことはない。
- ⑩ 原告の現金取引を社内で知っているのは、現金受渡しが原告の事務所以外で行われているから、甲だけだと思う。具体的には甲が東京に出張した場合はDの事務所に近いホテルが多かったと記憶しているし、その他でも会った場所があるが今は記憶していない。
- ⑪ 現金取引については、相互に信用で行っているので一切書類は作成していない。
- ⑫ Eは、丁の実質管理下にある会社でDの元部下の知人に代表者を頼んでしてもらっている。Eを設立したのは、DがFに吸収合併され、FのグループにはZという関連会社があるので、これまでどおりクレーンを扱うことができなくなるし、裏の現金取引でDの役割を果たす法人が必要となり、業務を引き受けてくれる会社を探したが、引き受け手がなく、結果、設立に至った。
- ⑬ 当初、現金取引は、乙から税務処理は丁が経費分のマージンを受けて取引しているから大丈夫と言われていたが、平成18年頃、乙から、（税務）申告していないと伝えられ、いつ露顕するかびくびくしていた。
- ⑭ 現金取引など行いたくなかったが、もう止めることができない状態になっていたので、Dの行っていた部分を（Eで）引き継いだ。
- ⑮ Fでは、これらの取引を、上司、部下を含め、一切相談はしておらず、丁しか知らない。

サ 平成24年4月4日、Uは、乙から事情を聴取し、乙は、以下の旨を回答した内容の質問応答書に署名押印した（乙21）。

- ① 乙がBの屋号で個人事業を始めたのは、平成11年に当時の勤務先が倒産して退職していたが、生きていくために何かしなければならず、平成12年、長年建機の取引に携わっていたことや、前職時に付き合いのある丙から話があったこともあって、いわゆる裏金作りをする事業を行うこととした。個人事業でクレーン取引に入るのは難しく、普通の取引ではできない。

- ② 乙が受け取る手数料の利益の10パーセント及び消費税（等）差額分は、丙と長い付き合いだったので、阿吽の呼吸で、取引を始める最初に手数料は1割もらう程度の話をして、最後の取引まで全て同じ手数料で取引している。
- ③ 乙が受け取る手数料について、乙が直接ユーザーと話をする事ができないので、乙からユーザーに幾らか話したことはないが、裏取引される現金決済分が幾らかユーザーが分かっていなければ、取引は成立しないであろうから、ユーザーは知っていると思う。当然、丙は知っているし、後任の丁も知っていると思うが、丁に直接「手数料は10パーセントで」などと話をしたかは覚えていない。この取引を個人で行ってから1度もユーザーからも丁等からもクレームを受けたことがなく、100万円も違えば絶対にクレームになると思うので、皆知っている。
- ④ 現金決済分を計算するまでの流れは、乙がユーザーと話をするわけではないので、丁等を通じて、この値段で仕入れてユーザーから請求書が来るから書類を作ってくれと言われるので、乙としては、D（等）の仕入値とユーザーの表の取引額が分かれば裏となる現金決済分は乙の取り分の手数料を差し引けば計算できるので、その現金を丁等に渡すだけである。
- ⑤ 現金は、現金が入っているとは見えないように梱包して、デパートの紙袋などに入れ、セロテープなどを貼ったこともあったと思うが、その状態のまま丁等に渡す。その場所は、細かく記憶していないが、東京都内か埼玉県内であり、その他の場所で渡した覚えはない。
- ⑥ ユーザーによって事情に違いはあるだろうが、乙が行った取引は、ユーザーにとっては単なる節税ではなく、裏金として他の誰かに渡すとか、社長の小遣いになるとか、脱税に利用されているのだと思う。
- ⑦ 1回だけ、乙が受け取る手数料が、利益の10パーセント及び消費税（等）差額とは違う取引があり、C社だったと思うが、丁からユーザーが100万円用意してほしいと言っていると言われ、100万円の現金決済となるように計算したことがある。
- ⑧ 重機取引で得た利益をもともと申告する気はなかった。まともに申告したら、乙の取り分がなくなってしまう。聞いた話では、30ないし40パーセントの利益をもらわないと（割に）合わないと聞いていたから、利益を10パーセントと設定した時点で、申告することは考えていない。税務署が来ても、今回のように全体的に話をされるとは思っていなかったし、のらりくらり逃げよう、その時はその時でしようがないと思っていた。
- シ 翌平成24年4月5日、Uは、乙に架電し、乙から、現金の具体的な用意の仕方について聴き取り、乙の応答に関し以下の内容の調査報告書（乙22）を作成した。
- ① 重機の入替計画は、本件預金口座への入金日の、早いもので半年前か遅いものでも1か月前には、乙の耳に入る。その後、実際の売買の実行の連絡は、入金日の1か月前ないし1週間前に伝えられるので、その間に契約書などの必要な書類を作成し、入金予定日の前後1週間で現金を用意している。
- ② 乙の取り分を差し引いた金額を1回で出金すれば分かりやすいのは分かっているが、そうするとさすがに税務署が分かってしまうので、本件預金口座に入金された売上金を、乙名義の別の3口座に分散して、そこから出金している。ATMでは1度に50万円し

か下ろせないため、分かりづらくなるように、(本件預金口座を含む) 4口座から不特定にATM出金と窓口出金をしてユーザーに戻す現金を用意するから、前後1週間が必要になる。

③ 現金は、自宅の机の中等で一時的に保管してただけで、概ね1週間以内に丁の指定場所で丁に渡しており、現金を常に自宅で管理していたことはない。

ス 平成24年4月20日、原告は、原告訴訟代理人らの所属する法律事務所に対し、電子メールで、「関東信越国税局における抜き打ちの税務調査において(3/27~4/6)、弊社の会計内容を全く度外視した調査についての相談」を申し込んだ(甲66)。

セ 平成24年4月24日、P及びUは、原告本社の会長室に赴き、甲から事情を聴取し、甲の応答に関し以下の内容の調査報告書(乙30)を作成した(乙61)。

① 前回内訳(ケ③の重機取引一覧表)をもらったが、幾らで売れたか知らないで、税務当局が調べた金額がこうだと一方的に言われているだけで、書かれている内容が何であるか全く分からない。税務当局は、乙や丁が話した内容だけで甲に納得しろと言うが、自分がそんなに受け取っていないと言っているのになぜ自分の話が全く考慮されないのかわからない。

② (税務当局が個別具体的に取引について教えてほしい旨質問したのに対し、)自分が受け取った金額はそんなに多額ではない。(さらに、税務当局が、具体的になぜ「そんなに多額ではない」と言えるのかと質問したのに対し、)自分は重機がDで幾らで売れたかを知らないから現金で受け取っている部分が幾らになるとか当初から知らない。税務当局が一方的に調べた金額を受け取っているかのように脅迫まがいに言われても、そんなに受け取っていないので答えようがない。

ソ 翌平成24年4月25日、P及びUは、W税理士の事務所に臨場し、原告の中古重機取引に関する問題点と更正処分の準備を始める旨を説明するとともに、更正処分となるよりも修正申告をした方が課税額が少なく済むとして、修正申告をするようW税理士からも甲に勧めてほしいと懇願したところ、W税理士は、甲に話をしてみるなどと応じた。W税理士は、間もなくこれを甲に伝えたが、甲は修正申告をしない意思を表明した。(甲62、71、乙61)

タ 平成24年5月14日、Uは、P立会いの下、丙から事情を聴取し、丙は、以下の旨などを回答した内容の質問応答書に署名押印した(乙5)。

① 丙はDを平成16年12月に退職するまで、社内では専務と呼ばれていた。

② Dに在職中に行った重機売買取引の中には、今となっては思い出したくない忘れたい取引があった。はっきり覚えていないが、10年ないし15年ほど前、乙が前の会社を退職して個人で事業を始めた時から、重機売買取引に乙を入れて、仕入先に銀行振込みして決済する分と現金で決済する分とを分けて取引していた。

③ 現金決済分の計算方法は、仕入先の業者から、乙経由で、Dが買い取る価額のうち現金決済分が幾らと決まるので、その現金決済分の1割が乙の手数料で残りは仕入先に現金で戻っていた。

④ 原告は、重機売買取引で現金を戻したことがある業者で、いつ取引を始めたとか、当初のことは古い話なのでよく覚えていないが、現金決済分の1割を乙が手数料として差し引き、残りを甲に渡していた。乙が受け取る手数料の1割が取引価額の税込みに対す

るものか税抜きに対するものかは覚えていない。現金決済分を幾らにして、振込み分（会社の帳面に載せる分）を幾らにするかは、甲から、「今回の取引で幾ら裏にしてくれ」と頼まれるので、その額が可能か乙に問い合わせ、可能であれば取引が成立していた。いずれにしても、取引金額は丙と甲とで決めていた。

- ⑤ 現金は、乙から丙が預かり、丙が甲に渡しており、確か銀行の封筒に入れて渡した。現金を封筒などに入れたのは乙である。
- ⑥ 乙が受け取る手数料の割合が現金決済分の1割であることは、丙が中に入って、甲、乙とも1割で了解してもらい、取引を開始したから、甲は当然知っている。
- ⑦ 丙がDを退職するに当たり、この取引は悪い取引であることを認識していたので、誰にも引き継いだ記憶はない。

チ 原告訴訟代理人らは、平成24年5月21日付けで、Pに対し、原告に対する税務調査についての質問状を差し入れた。その内容は、税務当局が甲に示した計算明細書（ケ③の重機取引一覧表）について、その数字の根拠を尋ね、原告が乙から受領した金額として税務当局において考えている金額を確認するとともに、その金額ごとに提供者並びに提供日時、場所及び方法を示すよう、B関係者の陳述以外の客観的根拠の提示も含めて求めるものであった。（甲67）

ツ 平成24年5月30日、丁は、関東信越国税局の入居するさいたま市内の庁舎に出頭し、P立会いの下でUのした質問に対して、以下の旨を回答した内容の質問応答書に署名指印した（乙25）。

- ① 同年3月28日に国税局職員が税務調査で丁と会った前後、乙から、国税が来て丁の名前はできるだけ出さないようにしてあげるけどだめかもねとの電話を受けた。
- ② 甲からも同じ頃電話を受け、甲から「俺はお前からいくらもらった」と聞かれた。丁個人が甲に支払があるとしても、月に1万円、1年でも12万円、仮に10年間であっても120万円だと思ったので、100万円か200万円がせいぜいだろうと答えた。甲からは、少し多めに10年間で300万円とでも言っておけばよいねと言われた。
- ③ 丁が甲に答えたのは、丁個人が甲に交際費的な意味で支払っている食事代、タクシー代などに使用したお金の見積りを話ただけで、今回、国税当局が問題としている甲に対してバックした金額を答えたわけではない。以前から答えているように、甲にバックしている現金は、幾らあるか丁が確認しているわけではないので、その額を答えたわけではない。
- ④ 乙から丁が現金を受け取る場所について、越谷税務署近くのファミリーレストランで何回か乙から紙袋を「いつものね」という感じで受け取ったが、税務署の近くで受渡しをしたので、本当に紙袋の中に現金が入っているのかと疑ったくらいである。

テ 平成24年6月1日、原告訴訟代理人らは、自身らの法律事務所において、原告に対する税務調査に関してP及びUと面談をした。Pらは、上記チの質問状に対する回答として、取引先の供述以外に原告が金銭を受け取った旨の客観的な証拠はないが、更正処分を行う方針であることなどを述べた。（甲68）

(8) 本件各処分

潮来税務署長は、原告に対し、平成24年7月6日付けで、本件各処分をした（前提事実(3)）。

(9) 本件各処分後の原告の対応

ア 原告は、乙に対し、平成24年7月9日付けで、①関東信越国税局から、原告が乙から帳簿外で現金を受け取っており、その受け取った現金について税務申告をしていなかったとの理由により、更正処分を受けたが、原告において、乙から帳簿外で現金を受け取った事実はないので、乙に協力いただき、当局からの処分を取り消したいと考えている、②これまで原告は乙との面識がなかったのでFの丁を通じて乙への面会を申し入れたが実現できず、丁からもらっていた乙の名刺に記載された携帯電話の番号にも電話をかけたがでてもらえなかった、③丁から、乙の体調がすぐれないと聞いていたが、最近病状が回復し在宅していると聞いたため、同年6月18日に原告の代理人が乙宅を訪問したところ、乙の妻から乙は入院中であるときき、数件の病院に足を運んだが、乙の所在は確認できなかったとして、電話や再訪してでも話をさせてほしい旨の内容証明郵便を差し入れた(甲69)。

イ これに対し、乙の妻は、原告に対し、平成24年7月10日、①書状は一旦受け取ったが、内容は全く理解できないので、返却する、②今回の国税ほかの件に関しては、調査官らに事実を話し、その後修正納税手続も全て完了している、③原告の更正処分に不満があるのであれば国税当局に交渉願いたい、とする私信に、④乙の体調がすぐれないので妻の自分が代筆した、⑤残り少ない命の日々を安らかに過ごさせたいと考えているので、そっとうしておいてくださるようお願いする旨の追伸を付記して、発信し、原告は、その頃これを受け取った(甲70)。

ウ 他方、原告は、Eに対し、平成24年10月10日、中古重機3台を代金9544万5000円(税込み)で売却し、また、平成25年1月9日、中古重機1台を代金3465万円(税込み)で売却した(乙62の1・2)。

(10) 審査請求とその後の経緯

ア 原告は、平成24年8月2日、本件青色申告承認取消処分及び本件法人税各更正等処分の取消しを求めて国税不服審判所長に審査請求をした(前提事実(4)ア)。

イ 乙は、平成25年2月●日、死亡し、丁は、同月末日限りをもってFを退職した(前提事実(1)エ及びオ、甲55)。

ウ 甲は、同月頃、丁と交わした電話で、丁が国税不服審判所の審判官から呼出しを受けている旨を聞き及んだところ、それまでに開示されていた国税局作成の丁の調書には、甲に不利益なものや黒塗りとなっているもの(甲64)があつて、丁が甲にとって不利益な話をする可能性があることを考慮し、原告代理人らを同席させた上、直接やり取りをすることとし、平成25年2月28日、丁と面談した(甲63の2の7~10頁、原告代表者本人25頁・32頁。以下「平成25年2月面談」という。)。その際の丁の発言には、以下のようなものがある(甲63の1・2。以下の括弧内の頁は、甲63の2のものである。)

① (丁が甲と取引をするときの値段は丁が決めるのかとの原告訴訟代理人の質問に対し、) 基本的には、丁のほうが買い取りたい値段を伝えている。それはDで買い取りたい金額そのものである。(13~14頁)

② (上記①の金額について、甲が何か言うことはあるのか、その価格が正しいならいいよと言うぐらいかと、更に原告訴訟代理人らが調査報告書の黒塗り部分の内容等を確認しようとした質問には直接答えず、) 乙から預かって商売のお礼として持って行くよう

頼まれた梱包物は確かに受け取り、甲に付け届けたことはあるが、中身は封を開けては見えていないから分からない。係官は、乙が現金を入れたと言っていると言うが、金額なんて分かりようがない。(14～15頁)

- ③ 丁が作成した申述書(前記(7)カ(ウ)の申述書)には、現金でユーザーに支払っていたとして、その金額を記載しているものがあるが、それは、係官から、写せと言われ、書かないと係官が帰らない旨言われたことから、書いたものである(15～17頁)。
- ④ 丁が署名した書面には、Dの仕入値を甲に伝えると、甲から「いつものところから幾らで」と言われるとする部分は、丁が(甲に)金額を伝えたことに関して、(甲がその金額で)買うよと言ったことに対して、乙からその金額で甲のほうに言って、丁がそれをそのまま払っているだけの話である。その金額が不当に安い金額で言ったとか高かったとかというのはないが、Dは商社であり、商社は商流を一番信用として大事にするので、一度できている商流を飛ばして商売することはあり得ず、伝票が乙から行くという意味で「いつものところから」行くと言ったものである。(17～19頁)
- ⑤ (例えば、乙が1000万円で買った機械をDが2000万円で買ったということになっているらしいが、Dが原告から買えば1000万円で安く買えるのを、あえて乙を通して2000万円で買う理由はあるのかとの原告訴訟代理人の法律事務所職員からの質問に対して、)Dの仕入値は、会社から確保しなさいと言われていた最低限の利益を基に決めており、原告から乙がどれだけ、安く買おうが高く買おうが、丁には関係がない。税務当局の調査担当者からは、乙は差額の全額が甲に戻ったと言っているとの話をされたが、乙自身の利益としての取り分はあるはずである。乙が甲から幾らで買っているかというのは、最終的には乙の皮算用であり、原告とどういう話になっていたのかについては、丁は関知していない。(33～35頁)
- ⑥ (甲が、甲は乙と会ったことはなく、取引の金額も話したこともないと発言したのを受けて、)自分は、丙が作って出来上がっているシステムの中で言われたことだけをやっているだけである(35頁)。
- ⑦ (原告は2000万円でDが買うということを知らないという可能性があるとの上記法律事務所職員からの指摘に対し、)逆説的に言えば、そういう話になってくるわけで、その辺については、自分してみれば乙が自分の取り分をどうしているかという部分については人の商売の懐勘定である(36頁)。
- ⑧ (甲が重機の改装・修理費用を誰が負担していたのかとの趣旨の質問をしたのに対し、)Dが引き取り、改装、整備費用を出している。それで売ればオッケーということである。(36頁)
- ⑨ 税務係官らから、丁も金を取っていたんだろう、キックバックがあったんだろうとだいたい言われたが、それに対しては、自分とはとにかく現金は見えていない。乙が外から見えないように包んだなどと言っている話の中で、中身が現金だと自分が知っていたとして、その封を切ったら横領を疑われるから、逆に絶対開けないと答えて、自分は中身は知らないと言っている。(44頁)
- ⑩ (甲が、乙とDの間で利益がなかったのかあったのか、乙にたっぷり利益が出ているのにDが修理代等を全部出していたのかとの質問に対し、)丁(D等)が売るときに、

仕入れの金額に、修理代等の掛かった経費を金部乗せて損しない数字で売ればいいだけのことである（60頁）。

エ 審査請求を担当した国税不服審判所の審判官は、平成25年3月19日及び同月26日、丁に対して質問を行ったところ、丁は、以下の旨などを回答した内容の質問調書に署名押印した（甲54、55）。

- ① 丁がDの社員として、乙や原告との取引を担当することになったのは、平成16年末に丙がDを退職し、丙の仕事を引き継いだからで、自分が最初に原告と乙との取引を担当することになったのは平成17年頃である。平成16年の仕事は丙が担当していたということによいと思う。乙と原告とDは丙の時代から取引を続けていた。
- ② 乙から、原告との取引が完了する前後くらいに、「今回の取引のお礼だから渡しておいて」と原告の甲へのお礼の品を預かり、これを甲に渡したことはある。税務係官らはそのお礼の品が現金だと言うが、自分は中身は確認していないから、自分にはよく分からない。
- ③ 平成24年4月2日に税務当局の調査を受けて作成した質問応答書（前記（7）コ）は、自分でも読んで確認し、この内容で良いと思い自分の手で署名押印したものだが、自分の意図した意味とニュアンスが違うように取れる部分もあるので、説明する。
- ④ Dに客を紹介してくれたり情報をくれた販売業者がいる場合は、仮にDがその客と知り合いであっても「販売業者の誰その客」ということで、必ず間にその販売業者を入れて、Dがその販売業者から中古重機を買い取ることにする。そうすることで、事実上、小規模販売業者に情報料を支払っている。
- ⑤ 原告に乙を紹介したのは自分ではない。自分が原告の取引を担当するようになったときには、既に原告は乙の客ということになっており、自分は丙からそのように言われたために、原告との間に乙を入れるようにしていただけである。原告と乙とDがそもそもどういう経緯で取引をするようになったかは知らず、ひょっとしたら裏金作りのためだったのかもしれない。
- ⑥ 原告が中古重機を売却する意向を有するとの情報を得ると、乙に一言連絡してから、重機を査定してDの買取希望額を算出し、丁から直接電話で甲と乙にそれを伝える。その後、甲と乙との間でどういうやり取りがあるのか知らないが、甲から丁に取引が成立したとの連絡がある。丁は乙に電話で取引成立の連絡が来たことを伝え、乙も承知しているか確認した上で、Dの買取価格の最終確認をし、支払の打合せをする。
- ⑦ （審判官が、最終の買取希望価格を伝えてしまうと、乙は原告との間で売買代金交渉がしにくくなると思うが、Dが乙から買い取る際の買取希望額をなぜ甲に伝えてしまうのかとの趣旨の質問をしたのに対し、）それでも伝えてしまうのである。自分が取引を担当して一、二回までは、Dの買取希望額は乙にしか伝えていなかったが、三、四回目くらいの取引のとき、甲から買取希望額を聞かれ、乙の了承を得たので、その後は甲に買取希望額を直接伝えるようにした。
- ⑧ （さらに、審判官が、甲に何のメリットがあるのか、直接Dに重機を売却すればよかったのではないかと質問したのに対し、）乙を通すのは、それこそ、裏金作りというか、過剰な接待というか、そういうものを甲が乙から受け取っていたからではないか。乙からは「客から接待しろとか小遣いを作れとか言われたらやってやるから紹介しろ」など

と言われたことがある。しかし、原告の取引が裏金作りを理由とするものかどうか、甲にも乙にも面と向かって確認したことはない。甲から裏金を作ってほしいと頼まれたことはない。

- ⑨ (審判官が、原告との取引に当たり、乙から現金を預かって甲に渡したことはないかと質問したのに対し、) それがよく分からない。乙から紙の手提げ袋に入れた何かしらの物を渡されて甲に届けたことはあるが、中身を確認していないので、それが何だったのかは分からないということである。届け物を依頼されるようになった時期は、はっきりとは憶えていないが、乙が怪我をして入院して動けなくなったときくらいからではないかと思う。

(11) 事実認定に関する補足説明

ア 甲に係る調査報告書の録取内容の信用性について

原告は、甲が現金を受領したことを認めたとする被告の主張を裏付ける甲の供述調書は1通たりとも存在しておらず、提出されているのは不明瞭な内容が記載された関東信越国税局の職員が作成した調査報告書のみであるところ、甲は、調査担当者による聴取において、現金を受領した事実自体、1度として認めたことはない旨主張し、甲はこれに沿う供述をする(原告代表者本人5～13頁・21頁)。

しかし、前記(7)ア、エ、キ、ケ及びセのとおり国税局職員らが甲から聴き取った内容を基礎付ける書証である一連の調査報告書(乙26ないし30)は、甲が回答に逡巡し、国税当局側の見立てに反感を抱いた等の、必ずしも税務当局側の意に沿わない対応をした様子についても率直に記載したものといえる上、税務調査初期の税務当局が丁の名さえ把握しておらず本件の事実関係が十分に解明されていなかったと考えられる時期においても相当具体的な供述を内包する内容のものであり、税務当局がいわゆる作文により作出したと解すべき事情には欠けるといわざるを得ない。甲の供述に係る調査報告書における録取内容は、信用することができるというべきである。

なお、甲は、税務調査時の甲の事情聴取時に税務係官の意向でW税理士を立ち会わせてもらえなかった旨も供述する(原告代表者本人7頁・23頁)が、複数日にわたり行われた事情聴取中に甲やW税理士が税理士の立会いを申し入れた形跡すらうかがわれないこと(甲71、原告代表者本人24頁参照)からすると、W税理士が立ち会わなかったのは、甲自身の意向に基づくものであったと推認できるところであって、税理士の立会いがなかったことをもって、上記の一連の調査報告書の信用力が劣るといえることもいえない。

したがって、上記の原告の主張は採用の限りでない。

イ 甲による現金の受領の有無及びその金額について

(ア) 原告は、本件取引に関し、甲が現金を受領したことはない旨主張し、それに沿う甲の供述部分(原告代表者本人5頁)がある。他方、被告は、乙が本件現金(本件税抜差額から乙の手数料である10%相当額を差し引いた残額に当たる現金)を丁等に渡し、丁等がこれを甲に届け、甲がこれを受領している旨主張する。

(イ) この点、上記アの甲に係る調査報告書によると、甲は、受領したとする現金の金額については一定しないながらも、現金の受領自体は認める供述をしており、このことに照らすと、甲は、本件取引に関して、乙から原告が振込みによって支払を受ける金額とは別に、相応の金額の現金を受領していたと認めることが相当である。以上と異なる甲の

供述部分は採用できない。

(ウ) そこで、甲に交付されたという現金の金額についてみると、乙は、手数料以外の全部の金額を封筒等に入れて丁に渡した旨供述しており（前記（7）ウ①④、ク③⑥、サ⑤、シ③）、丙も、乙の手数料1割の残りを仕入先に戻しており、現金は乙から預かった封筒を甲に渡した旨供述している（同タ③⑤）。しかしながら、これらの供述は、それぞれ、課税庁に判明している外形的事実と矛盾しない限度で自己の関与を限定化する意図の下でされた疑いがあるところ、その信用性について、反対尋問等による十分な吟味を経たものではない。しかも、乙については、乙が丁等に渡した物がそのまま甲に渡されたことをはっきり確認した上での供述でもないことを自認している（前記（7）ク⑦）。

他方、丁は、乙が用意した封筒等を甲に持って行った旨は述べるものの、乙が用意した封筒等の中身を確認したことがなく現金の金額は知らない旨を繰り返し供述している（上記（7）オ③④、カ（ア）②、（イ）⑧、コ⑨⑩、同（10）ウ②、エ⑨、証人丁12～15頁）。

そして、丁は、平成25年2月の面談において、（a）丁は自ら甲に対しDの買取希望価格自体を伝えていたと述べる一方で（上記（10）ウ①）、（b）本件税抜差額に相当する部分につき、甲と乙との間でどのような話になっていたのかについては関知しないと述べた上（同⑤⑥）、乙の取り分があるはずである、丁自身が利得していたことはない、Dには一定の利益が確保できれば足りると考えていたなどと述べ（同⑦ないし⑩）、乙の更なる関与を示唆する発言をしつつ、丁自身の更なる関与を否定するかのような発言を行っている。丁におけるこのような複雑な発言ぶりについては、自身が甲に対して渡した封筒等の中身の現金の金額を真に知らなかったためというよりは、むしろ、その金額が、本件現金の全額ではなく、それよりも少ない金額であることを認識しているものの、それを明確に述べることを回避し、かつ、甲の立場をも利するという意図の下で行われたと評価すべきものと考えられる。

以上のような関係者の供述の検討によれば、乙の供述及び丙の供述は直ちに信用することができない上、乙の供述は甲の取得額を直接確認した上でのものでもないからこれらに依拠することはできず、また、丁の供述をもって、甲が本件現金の全額を受領したと認めることもできないというべきである。そして、他に、甲が受領した現金の金額が、本件現金の全額に一致することを認めるに足りる的確な証拠はない。

(エ) 以上のとおりであるから、甲は、本件取引に関して、乙から原告が振込みによって支払を受ける金額とは別に、相応の金額の現金を受領していたと認められるものの、その金額は、本件に現れた証拠によっても、必ずしも明らかではないということになる。

2 原告が本件重機等の売却額の一部を隠蔽又は仮装して本件各申告をしたか（争点①）について

(1) 上記1で認定したところによれば、①原告は、重機メーカーからDの丙を紹介され、それを契機として、中古重機をDに売却し、同社からその代金の支払を受けるという取引を行っていたが、平成12年頃以降のある時期から、原告とDとの間の取引には、丙から紹介を受けたB（乙）が関与することになったこと（認定事実（1）イないしオ）、②本件各事業年度において、原告が売却する本件重機等の査定は、乙ではなく、丙又はその後任者である丁

が行っており、また、本件重機等の引渡しは、丁等の指示に従って行われ、乙名義を経由することなく、D等への名義書換えがされていたこと（認定事実（3））、③原告は乙から本件重機等の代金の支払を受けていたが、乙から原告への支払は、Dから乙への支払を待って行われていたこと（認定事実（4））、④甲は、本件重機等の売却（本件取引）に関し、帳簿に載せないものとして、相応の現金を受領していたこと（認定事実（5）、（11））、⑤甲は、上記のような取引形態とすることで、売却代金の一部を帳簿に載せない現金で受け取ることができるようになったことをメリットとして感じていたこと（認定事実（7）ア④）が認められる。

- (2) 上記（1）のとおり認められるところによれば、原告（甲）は、本件取引における本件重機等の実質的な意味での売却額は、従前と同様に丁等が窓口となっているDであって、本件重機等の売却額は、原告が乙から振込送金されて受領する金額にとどまるものではないと理解していたものと認められ、このような理解は、乙、丙及び丁においても同じであったものといえることができる。

そうすると、本件重機等に係る原告と乙との間の契約及び乙とD等の契約（認定事実（2））はいずれも虚偽表示によるものというべきであり、原告は、本件重機等の売却額の一部を隠蔽又は仮装して本件各申告をしたものといわざるを得ない。

- (3) これに対し、原告は、Bに売却した本件重機等がDに転売されると思っていなかった旨主張し、これに沿う甲や原告取締役のSの供述がある（甲33、34、61、証人S、原告代表者本人）。

しかしながら、乙を介して中古重機の売買を行うようになった後も、重機の現物の流れは従前と変わらず、現実に査定等の業務を行うのは丁等であり、原告としても、金銭の流れは変わっても、買取価格が下がることはなく、信頼関係のあるDの担当者の指示であったことから、Bの信用力には関心を持たなかったというのである（甲33、証人S3～6頁・11頁、原告代表者本人2～3頁・16～19頁）から、その実質は従前の直接取引していたときと変わっていないことを十分認識し得べき状況にあったというべきであり、そうであるからこそ、甲は、税務調査当初、裏金を取得するための取引であったことを認めたものと解される。Bが原告の中古重機の買取りに関わるようになったのが、Dが買取りに関わらなくなるような真の意味での実質上の買主の交替であるのであれば、商業に携わる者として真の買主となるBの信用力等に無関心ではいられないはずであるが、Bが原告の中古重機の買取りに関わるようになった当初から、そこに関心が払われた形跡がほとんど認められないこと自体が、Bが関与するようになったことの意味が、取引の実質には何ら変更を加えるようなものでなかったことを物語っているものというべきである。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

- (4) 以上によれば、原告は、平成17年8月期の法人税申告において、帳簿書類に本件重機等1ないし6の売却取引の一部を隠蔽し又は仮装して記載し又は記録し、その真实性を疑うに足りる相当の理由があるというべきであるから、本件青色申告承認取消処分は適法である。

3 本件税抜差額が原告において益金の額に算入すべき金額と認められるかなど（争点②）について

- (1) 被告は、本件重機等の真正な売却先はD等であり、本件重機等の売却について益金の額に算入すべき金額は、真正な売却先への売却額であるD等への売却額であるから、本件税抜差

額も、益金の額に算入すべき金額である旨主張する。

この点、原告が、本件重機等の買主をDとして認識していた以上、原告において同社の買取価格として伝えられ、そのように認識していた価格については、たとえ最終的に原告（及び甲）の取得することとなった金額がそのうち一部にとどまっていようと、当該価格の全体が原告の認識する本件重機等の売却価格というべきであるから、益金の額に算入すべき金額となると解され、他方、残余の原告が現実に取得することのなかった部分は、法人税法55条1項の隠蔽仮装行為に要する費用の額として（平成18年法律第10号による当該規定の制定前は法人税法22条4項の解釈により）、所得の額の計算上、損金の額に算入することはできないというべきである。

しかしながら、原告においてDの買取価格として認識していた価格自体が、D等が実際に乙に支払った金額を下回る価格であった場合には、原告がDの買取価格として認識する価格を超える部分について、原告の売却価格として擬律する素地には欠けると考えられる。したがって、D等が実際に乙に支払った本件重機等の税抜代金額と原告が乙から振込支払を受けた本件重機等の税抜代金額との差額である本件税抜差額についても益金の額に算入できるというためには、D等（丁等）が実際に乙に支払った本件重機等の代金額そのものが、正しく原告（甲）に伝えられ、原告がこれを売却価格として認識すべき状況にあったことを要するというべきである。

（2）検討

上記の点に関し、被告は、丁等が本件重機等に係るD等の買取価格を甲に伝え、その際、甲は、丁等に対し、裏金の金額ないし甲の希望価格を伝えた旨主張し、それに沿う丁等の陳述書（乙57、58）がある一方、原告は、甲が丁から伝えられたのは乙の買取価格であった旨主張し、それに沿う甲の陳述（甲61）等があるので、以下、検討する。

ア 丁等の供述等の信用性等について

上記1で認定したところによれば、丁は、（a）国税局の調査担当者に対して、当初、乙に対してD等の買取希望額を伝えた旨を述べていたが（認定事実（7）カ（ア）①、（イ）⑥）、（b）次いで、甲に対してもD等の仕入値を伝えた旨を述べるようになり（同コ⑦）、平成25年2月面談でも、Dで買い取りたい金額を甲に伝えていたと述べていたが（認定事実（10）ウ①）、（c）国税不服審判所の審判官に対しては、取引を担当した最初の一、二回までは、Dで買い取りたい金額は乙にしか伝えておらず、三、四回目くらいの取引のときからは伝えるようになった旨供述した（同エ⑦）。もっとも、（d）当裁判所での証人尋問では、その主尋問において、Dの買取価格を甲に伝えていた旨の供述をしたが（証人丁8～9頁）、反対尋問等では、上記（c）の「一、二回」とは、最初の取引における査定の回数をいうのであって取引の回数ではないことをいうかのような曖昧な供述となり（証人丁35～36頁・44頁）、上記（c）とも異なるものとなって、供述を一貫させない態度が見られた。

上記のうち、（b）から（c）への供述の変遷は、平成25年2月面談において、丁が甲に対してDの買取希望価格を伝えていたと発言したことに伴ってその不自然性を追及されたこと（認定事実（10）ウ⑤⑦）を受けて生じたものであることがうかがわれるところ、このような変遷を含めた丁の供述の全体的な曖昧さに照らすと、これらの供述をもって、丁が、甲に対して、常に、D等の真実の買取価格（D等が乙に現実に振込送金する金

額) 自体を伝達し、甲がその金額を了解した上、本件取引に及んでいたことを直ちに認定することには困難があるといわざるを得ない。

また、丙は、国税局の調査担当者に対して、Dの買取希望価格を甲に伝えていた旨の供述はしていなかったところ(認定事実(7)タ)、国税不服審判所に提出した平成25年3月4日付けの質問回答書(甲53)では、Dと原告との間でAの中古重機の売買代金(本来の売買代金額)について合意していた旨回答し、本件訴訟提起後に作成された陳述書(乙58)でも、同旨の記載がある。しかしながら、上記の質問回答書や陳述書の内容の信用性については、反対尋問等による十分な吟味を経たものではないから、これらを直ちに採用することはできない。

なお、乙から甲に対し、D等の買取価格が、乙とD等との間の契約書自体が示されるとか、その他何らかの形で伝達されたことを認めるに足りる証拠はない。

イ 本件取引における丁自身の利益について

丁は、Dの買取価格は、Dの転売利益が概ね10パーセントになるように決めるとの趣旨を供述し(証人丁8頁)、高額での転売ができた後にはDの買取価格を上げて査定するようにするなどのことも行っている(証人丁17~18頁)。このような査定は、Dにとっての営業成績の向上とはおよそ相容れない行動であるといわざるを得ない。丁は、このような行動を取った理由について、競業他社がいるため安く仕入れればよいものではないなどと弁明する(証人丁37頁)が、具体的な競業があった様子はいかがわらず、必ずしも合理的な説明であるということとはできない。そして、丁がこのようにしてまで買取価格を上げたことが、専ら原告のための行動であったことをうかがわせるに足りる事情も見当たらない。

また、丁が、本件取引について、悪い取引であると認識しつつ(認定事実(7)コ⑤⑬)、バックされた金額から何ら利得することなく、危険性を省みずにこれを継続してきたと見立てるのは、経験則に照らしても直ちに想定し難いところであり、営業成績や昇給・昇進をもってその動機を説明しようとするのは、丁がFを退職してEを設立してまでこれを継続しようとしたこととも整合せず、合理性に欠けるというべきである。

以上の点を勘案すると、丁においては、本件重機等の取引に乙を媒介させることによって、個人的な利益を得ていたのではないかという疑いを払拭することはできないというべきである。

ウ 被告の主張について

(ア) 丁が自身に不利益な供述をしていることについて

被告は、丁等が自ら得た利益を隠蔽するために虚偽の供述をするのであれば、契約書どおりに売買を行っており、一切の現金は受け取っていない旨供述するのが合理的であるのに、そのような供述をせずに、自身が裏金の一部を受領していたのではないかと疑われかねない供述をしているのは、丁等の供述に信用性があることを示す事実である旨を主張する。

しかしながら、認定事実(7)の税務調査の経緯によれば、丁等は、税務当局に自身に不利な一定範囲の事実を把握されていることを認識しつつ、言葉を選んで供述に至ったものである経過が明らかであり、税務当局に把握されている事実と齟齬を来さない範囲で自身に不利な内容も認めたにすぎないという評価が十分に可能であることからする

と、同人らが自身にとって不利な事実を一部認めているからといって、その供述の全部について信用性が認められるということにはならない。かえって丁等が裁判所において供述することに、消極的であり、又は当初消極的であったこと（乙57、58）は、同人らの供述を全面的に信用することを妨げる一事情というべきである。

(イ) 他社の修正申告について

被告は、原告同様に乙を介在させた取引を行ったC社等の他の会社がD等の支払額を売却額とする修正申告の態憑に応じていること（乙17）も、原告についても同様の取引が行われていたことを示唆する事実であるとの趣旨を主張する。

しかしながら、Pが、W税理士に対し、甲に修正申告を説得するよう依頼した論拠として陳述する（乙61）ように、修正申告に応じなければ、青色申告の承認を取り消して法人税の更正をすることになるが、修正申告がされれば青色申告の承認の取消しは見合わされる場合があり（「法人の青色申告の取消しについて（事務運営指針）」（平成12年7月3日課法2-10）参照）、これが見合わされれば、青色申告書を提出する者のみに適用される税法上の特典を引き続き享受できるなどとして、修正申告の態憑が行われた場合には、当該税法上の特典を享受し続けられる額と修正申告を態憑された額との経済的な比較その他の見合いから、事実の真否はともかくとして修正申告に応じるという経営上の選択がされることは十分に考えられるというべきである。そうすると、他社が修正申告に応じた事実をもって、これら他社においてD等の支払額を真に自社の売却額と認識していたことが推認されるとは直ちにはいえないから、これらの事実が、原告について被告の主張に沿う事実を示唆する事実であるとする前提自体に欠けるといわざるを得ない。

エ 小括

以上のとおりであるから、丁等が、実際にD等が乙に真実支払う予定の金額をそのまま甲に伝えなかったという可能性を排除することはできず、甲に伝える「買取金額」を、乙に伝える真の買取金額とは違って低く言っていた可能性を排斥することはできないというべきである。

したがって、D等が実際に乙に支払った本件重機等の代金額そのものが、甲に伝えられ、原告がこれを売却価格として認識すべき状況にあったという事実を認めることはできない。

(3) 帰結

以上によれば、本件税抜差額（D等が実際に乙に支払った本件重機等の税抜代金額と原告が乙から振込支払を受けた本件重機等の税抜代金額との差額）を益金の額に算入することはできないこととなる。

もともと、前記1（11）及び2に判示したところによれば、原告は、Bから支払を受けた金額よりも高額な売却価格で本件重機等を売却していたことがうかがわれるところではあり、当該売却価格に対しては、適切に課税処分がなされてしかるべきである。

しかしながら、当該売却価格を直ちに認定するのは困難であるところ、これについて適切に課税するには法人税法131条に基づく推計などが必要だとすれば、当裁判所においてこれを行うことは、当該推計等についての処分行政庁の第1次的判断権を害するとともに、当事者にとって不意打ちともなり、ひいては原告の審級の利益を害するというべきであって、相当ではない。本件法人税各更正等処分のうち本件重機等に係る固定資産売却収入の計上漏

れを理由としてされた部分は、一旦これらを全て取り消した上、改めて処分行政庁の第1次的判断権にゆだねるのが相当である。

4 本件各処分の適否

以上に判示したところに基づき、本件各処分の適否について判断すると、以下のとおりである。

(1) 本件青色申告承認取消処分

前記2(4)で判示したとおり、本件青色申告承認取消処分は適法である。

(2) 本件法人税各更正処分

ア 上記(1)のとおり本件青色申告承認取消処分が適法であることからすれば、本件法人税各更正等処分のための原告の本件各事業年度における法人税額の再計算に当たり、青色申告書を提出する者に限り適用を受けられる措置法上の損金算入の特例及び特別償却の適用を受けられないとして当該部分の損金算入を否認し、減価償却超過額となる額を所得金額に加算することは正当である。

また、欠損金額の繰越しが認められるのは、青色申告書を提出した事業年度に生じたものに限られる(法人税法57条10項)から、適法に本件青色申告承認取消処分がされた原告の平成17年8月期に生じた欠損金額の平成18年8月期以降への繰越しは認められない。

イ しかし、上記3で判示したところによれば、本件税抜差額をもって固定資産売却収入の計上漏れがあるとして加算することはできないというべきであるから、別表4の順号②欄の各金額は、別表12の順号②欄のとおり改めて、原告の法人税額を計算する必要がある。

ウ 他方、弁論の全趣旨により原告が青色申告書を提出してきていたものと認められる平成16年8月期以前に生じた欠損金額は、法定の期間の限度で平成17年8月期以降に繰り越すことが許されるところ、イにより改めたところに基づいて原告の平成17年8月期の所得の金額を再計算すると、原告の平成16年8月期以前に生じた欠損金額は、別表12の平成17年8月期の順号⑬欄のとおり、なお余剰が残るものと考えられ、弁論の全趣旨によれば、この欠損金額は、少なくとも平成18年8月期まで繰り越すについては法定の期間制限に掛からなかったと考えられるから、この金額は、同表の平成18年8月期の順号⑩欄のとおり翌期に繰り越すべきこととなる(なお、同金額を別表4の同事業年度の順号⑤欄の金額から差し引く修正の方法も考え得るが、分かりやすさの便宜から、別表12のとおり順号⑤欄と⑩欄のそれぞれに計上する方法を採った)。

エ(ア)さらに、①地方税法に基づく法人の事業税の所得割、及び②地方法人特別税等に関する暫定措置法(以下「暫定措置法」という。)に基づき、同法の施行日である平成20年10月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税とともに課される地方法人特別税(同法附則1条、2条1項参照)として納付すべき金額は、翌事業年度の損金の額に算入することができるものと解されるが、上記イに判示したところにより、処分行政庁が原告の平成17年8月期の法人税についてした更正処分を一部取り消すべきことに伴い、別表4の順号⑪の平成18年8月期の「事業税の損金算入額」も再計算すべきこととなり、以下、上記ウに判示したところによる再計算の結果も踏まえて、順次の本件各事業年度の「事業税の損金算入額」も再計算すべきこととなる(な

お、平成23年8月期の同欄には地方法人特別税の損金算入額も含まれているものと解される。)

(イ) この点、弁論の全趣旨によれば、原告に係る法人の事業税の所得割の課税標準及び標準税率は、平成20年10月1日前に開始した事業年度については、所得年400万円以下の金額に対し100分の5、年400万円を超え年800万円以下の金額に対し100分の7.3、年800万円を超える金額に対し100分の9.6であり(平成19年4月1日前に開始した事業年度につき地方税法(平成18年法律第7号による改正前のもの)附則40条10項、同日以後に開始した事業年度につき地方税法72条の24の7第1項3号(平成18年法律第7号附則7条4項参照)。ただし、地方税法20条の4の2第1項本文により課税標準額の千円未満の端数金額は切り捨てられる。)、平成22年8月期以降に開始した事業年度については、これらにかかわらず、それぞれ100分の2.7、100分の4、100分の5.3である(暫定措置法(平成22年法律第4号による改正前のもの)2条)ところ、原告が事業税を納付すべき茨城県においては、これらの標準税率どおりで課税が行われてきているものと認められる。また、地方法人特別税の課税標準及び税率は、上記の標準税率によって計算した事業税の所得割額に対し100分の81である(暫定措置法3条5号、8条、9条2号)。

(ウ) したがって、これらに従い計算すべき事業税及び地方法人特別税(以下「事業税等」という。)の額から、本件法人税各申告に係る事業税等の損金算入額を控除した金額が、本件法人税各申告に係る額から減算すべき事業税等の損金算入額となる。

本件法人税各申告において事業税等の損金算入額として申告された額は、本件記録上必ずしも明らかではないが、平成21年8月期までの法人税の申告については、それぞれ前事業年度の申告所得金額に基づき当該前事業年度に係る上記(イ)の課税標準及び税率により正しく計算された事業税の額が損金算入額として申告されていたと仮定すると、これらの額は別表13の順号②欄のとおりとなり、本件法人税各更正処分上の前事業年度の所得金額に基づき正しく計算した事業税の額(同表の順号⑥欄)との差額(同表の順号⑨欄)が、各更正処分(甲3ないし6)上減算すべきとされた事業税の損金算入額(同表の順号⑩欄)と合致するから、上記の仮定どおりの申告がされていたものと推認できる。

他方、平成22年8月期及び平成23年8月期の法人税の申告については、上記と同様の仮定をして前事業年度の事業税等の額を計算しても、各更正処分(甲7及び8)上減算すべきとされた事業税等の損金算入額(同欄)を若干上回る乖離が生じる(同表の順号⑪欄)ものであり、これは①申告された事業税等の損金算入額が正しい計算よりも過大であったか、又は②更正処分時に事業税等として計算された額が正しい計算よりも過小であった、若しくは本件記録に表れていない他の事情に基因するものであると考えられる。このうち①又は②のいずれの原因によりこの乖離が生じたのか記録上明らかでない以上、不利益処分である更正処分の適法性について立証責任を負う被告に不利に(原告に有利に)扱うのが相当というべきところ、上記①の可能性を想定するときには、申告時に既に損金算入額が過大であったことになって、更正後の再計算により新たに減算すべき損金算入額は小さくなり、②を想定するよりも原告

には不利となるから、結局、平成22年8月期及び平成23年8月期の法人税の申告についても、上記の乖離は②を原因として生じていることを前提として、平成21年8月期までの申告と同様に、前事業年度の申告所得金額に基づき正しく計算された事業税等の額の損金算入が申告されていたものとして扱うのが相当である。

(エ) 以上に基づいて、本件法人税各申告に係る額から更に減算すべき事業税等の損金算入額を計算すると、別表13の順号⑩欄のとおりとなる（なお、事業税等の額は、地方税法20条の4の2第3項本文により百円未満の端数金額は切り捨てられる。）。

オ なお、以上に判示した点以外に、原告の本件各事業年度の法人税の計算の基礎として被告の主張する事実は、原告において争うことを明らかにしないから、自白したものとみなす。

カ 以上に基づいて、原告の本件各事業年度の法人税額を計算すると、その所得（欠損）金額及び納付すべき法人税額は、別表12の順号⑬欄及び⑯欄のとおりとなり、本件法人税各更正処分は、その範囲においては適法であるが、これらを超える部分につき違法である。

(3) 本件法人税各賦課決定処分

上記(2)のとおり、本件法人税各更正処分は一部適法であると認められるものの、これらは、本件青色申告承認取消処分が適法であり、青色申告書を提出した者でなければ認められない計算が否認されたため、適法である部分である。他方、上記(2)イのとおり、本件税抜差額をもって固定資産売却収入の計上漏れがあるとして加算することはできない。

すなわち、原告が隠蔽し、又は仮装したところに基づき課税標準等又は税額等を計算した本件法人税各更正処分部分、全て一旦取り消されるべきものであり、適法であって取り消す余地のないその余の本件法人税各更正処分部分、隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づき税額を再計算した部分であることが明らかであるから、この適法な部分の更正に基づき新たに納付すべき税額に対しては、重加算税を課する要件に欠ける。

もともと、重加算税の加重事由である隠蔽仮装行為は認められないが、過少申告加算税の賦課要件の存在が認められる場合には、重加算税賦課決定処分は、適法な過少申告加算税相当額の範囲で適法であると考えられる（最高裁判所昭和58年10月27日第一小法廷判決・民集37巻8号1196頁参照）ところ、原告の本件各事業年度の法人税については、適法な本件法人税各更正処分部分に基づき新たに納付すべき別表12の順号⑱欄の税額（ただし、通則法118条3項により1万円未満の端数金額は切り捨てられる。）に対して、通則法65条1項、2項に基づき、同表の順号⑲欄のとおり計算される過少申告加算税相当額（通則法119条4項により百円未満の端数金額は切り捨てられる。）の限度で加算税を課すことが許される（同表の順号㉓欄）。

しかるところ、本件各事業年度のうち本件法人税各賦課決定処分として過少申告加算税の賦課された事業年度について、賦課された過少申告加算税の額（同表の順号㉔欄）は、いずれも上記の課すことの許される過少申告加算税相当額に満たないから、過少申告加算税賦課決定は同表の順号㉔欄のとおり全て適法である。したがって、本件各事業年度に係る重加算税賦課決定は、過少申告加算税の賦課された事業年度についてはその賦課額に加えて、同表の順号㉕欄のとおり上記の課すことの許される過少申告加算税相当額に満つるまでの範囲においては適法であるが、これらを超える部分につき違法である。

(4) 本件消費税等各更正処分

本件消費税等各更正等処分は、専ら固定資産売却収入の計上漏れを理由としてされたと認められるから、上記3で判示したところに従えば、本件消費税等各更正処分は、本件消費税等各申告を超える部分につき違法であり、本件消費税等各賦課決定処分は全部違法である。

5 結論

よって、原告の本件法人税各更正処分取消請求は、上記4(2)に判示したとおり、本件法人税各賦課決定処分取消請求は、同(3)に判示したとおり、それぞれこれらの処分を違法と認めるべき範囲で認容し、本件消費税等各更正処分取消請求は、同(4)に判示したとおり違法と認めるべき本件消費税等各申告を超える範囲でこれらの処分の取消しを求めるものであり、本件消費税等各賦課決定処分取消請求は、同じく全部違法であるこれらの処分の取消しを求めるものであるから、これらを認容し、本件青色申告承認取消処分取消請求及びその余の本件法人税各更正等処分取消請求部分はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法64条本文、61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 谷口 豊

裁判官 平山 馨

裁判官 馬場 潤

主文目録
(取り消す処分部分)

1 法人税関係

(1) 平成16年9月1日から平成17年8月31日までの事業年度

ア 本税

所得金額マイナス1181万5021円、還付金額に相当する税額5万3705円を超える部分、翌期へ繰り越す欠損金1181万5021円を下回る部分

イ 加算税

重加算税賦課決定処分の全部

(2) 平成17年9月1日から平成18年8月31日までの事業年度

ア 本税

所得金額1億3563万7454円、納付すべき税額3997万6200円を超える部分

イ 加算税

重加算税賦課決定処分のうち12万9000円を超える部分

(3) 平成18年9月1日から平成19年8月31日までの事業年度

ア 本税

所得金額9622万4814円、納付すべき税額2810万6800円を超える部分

イ 加算税

重加算税賦課決定処分のうち22万円を超える部分

(4) 平成19年9月1日から平成20年8月31日までの事業年度

ア 本税

所得金額3061万8693円、納付すべき税額834万1300円を超える部分

イ 加算税

重加算税賦課決定処分のうち1万6000円を超える部分

(5) 平成20年9月1日から平成21年8月31日までの事業年度

ア 本税

所得金額6782万6652円、納付すべき税額1919万9600円を超える部分

イ 加算税

重加算税賦課決定処分のうち90万3000円を超える部分

(6) 平成21年9月1日から平成22年8月31日までの事業年度

ア 本税

所得金額1億0992万5282円、納付すべき税額3189万8300円を超える部分

イ 加算税

重加算税賦課決定処分のうち35万円を超える部分

(7) 平成22年9月1日から平成23年8月31日までの事業年度

ア 本税

所得金額3億6904万1413円、納付すべき税額1億0968万7600円を超える部分

イ 加算税

重加算税賦課決定処分のうち46万8000円を超える部分

2 消費税及び地方消費税関係

(1) 平成16年9月1日から平成17年8月31日までの課税期間

ア 本税

納付すべき税額1364万7100円、納付すべき譲渡割額341万1700円を超える部分

イ 加算税

重加算税賦課決定処分の全部

(2) 平成17年9月1日から平成18年8月31日までの課税期間

ア 本税

納付すべき税額1855万8000円、納付すべき譲渡割額463万9500円を超える部分

イ 加算税

重加算税賦課決定処分の全部

(3) 平成18年9月1日から平成19年8月31日までの課税期間

ア 本税

納付すべき税額1842万7200円、納付すべき譲渡割額460万6800円を超える部分

イ 加算税

重加算税賦課決定処分の全部

(4) 平成19年9月1日から平成20年8月31日までの課税期間

ア 本税

納付すべき税額1778万7900円、納付すべき譲渡割額444万6900円を超える部分

イ 加算税

重加算税賦課決定処分の全部

(5) 平成20年9月1日から平成21年8月31日までの課税期間

ア 本税

納付すべき税額1725万7000円、納付すべき譲渡割額431万4200円を超える部分

イ 加算税

重加算税賦課決定処分の全部

(6) 平成21年9月1日から平成22年8月31日までの課税期間

ア 本税

納付すべき税額2542万2700円、納付すべき譲渡割額635万5600円を超える部分

イ 加算税

重加算税賦課決定処分の全部

(7) 平成22年9月1日から平成23年8月31日までの課税期間

ア 本税

納付すべき税額2968万6400円、納付すべき譲渡割額742万1600円を超える部
分

イ 加算税

重加算税賦課決定処分の全部

以上

1 法人税関係

(1) 被告の主張する所得金額及び納付すべき税額の根拠

ア 平成17年8月期

(ア) 所得金額 (別表4・順号⑬)

3258万4979円

上記金額は、後記aの金額に同bないしdの金額を加算し、同e及びfの金額を減算した金額である。

a 申告所得金額 (別表4・順号①)

△6372万7544円

上記金額は、原告が平成17年10月25日に潮来税務署長に提出した平成17年8月期の法人税の確定申告書(以下「平成17年8月期法人税確定申告書」という。)に記載された所得金額と同額である。

b 固定資産売却収入の計上漏れ (別表4・順号②)

4440万円

上記金額は、原告が、平成17年8月期において、Dへ売却した中古重機等の売却額から、当該中古重機等につき原告が乙へ売却したものとした売却額を控除した差額の合計額(別表3の「⑤差額」欄の「平成17年8月期合計」欄の金額)であり、原告の益金の額に算入すべき金額である。

c 減価償却費の償却超過額(少額減価償却資産)(別表4・順号③)

120万7920円

上記金額は、原告が、措置法67条の8《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》(平成18年法律第10号による削除前のもの)の規定を適用して、平成17年8月期の損金の額に算入した少額減価償却資産の取得価額相当額(別表5-1の「少額減価償却資産の損金算入額」欄の各金額)のうち、平成17年8月期の普通償却限度額(別表5-1の「償却限度額」欄の各金額)を超える部分の金額(別表5-1の「償却超過額」欄の各金額)の合計額である。同条の規定の適用上青色申告書を提出する者であることが要件となる(同条1項)ところ、本件青色申告承認取消処分により、平成17年8月期法人税確定申告書は青色申告書以外の申告書となることから、原告は同条の規定の適用要件を満たさないこととなる。したがって、原告が損金の額に算入した金額のうち普通償却限度額を超える部分の金額は、償却限度超過額として損金の額に算入されない。

d 減価償却費の償却超過額(特別償却)(別表4・順号④)

7719万円

上記金額は、原告が、措置法42条の6《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》第1項(平成24年法律第16号による改正前のもの。以下同じ。)の規定を適用して、平成17年8月期の損金の額に算入した機械等の特別償却費の金額(取得価額の30パーセント相当額、別表6-1の「特別償却費」欄の各金額)の合計額である。同条の規定の適用上青色申告書を提出する者であることが要件となること、本件青色申告承認取消処分により、平成17年8月期法人税確定申告書は青色申告書以外の申告書となることから、原告は同条の規定の適用要件を満たさないこととなる。したがって、当該特別償却費は、償却限度超過額として損金の額に算入されない。

e 寄附金の損金不算入額の減少額(別表4・順号⑦)

17万2500円

上記金額は、平成17年8月期法人税確定申告書に記載された寄附金の損金不算入額1

7万2500円と、平成17年8月期の更正処分による所得金額の増加に伴い法人税法37条《寄附金の損金不算入》1項（平成18年法律第10号による改正前のもの）の規定に基づいて再計算した寄附金の損金不算入額0円との差額であり、平成17年8月期において損金の額に算入されることとなる金額である。

f 繰越欠損金の当期控除額の損金算入額（別表4・順号⑩） 2631万2897円

上記金額は、法人税法57条《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》第1項（平成18年法律第10号による改正前のもの。後記イ（ア）eにおいて同じ。）の規定により、平成16年8月期から平成17年8月期に繰り越された欠損金相当額（原告が平成16年10月29日に潮来税務署長に提出した平成16年8月期の法人税の確定申告書に記載された翌期へ繰り越す欠損金の額）であり、上記bないしeの金額を加減算した結果、当事業年度の所得金額が増加したことに伴い、損金の額に算入されることとなる金額である。

(イ) 所得金額に対する法人税額（別表4・順号⑭） 913万5200円

上記金額は、上記（ア）の所得金額3258万4000円（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、法人税法66条1項及び2項（いずれも平成18年法律第10号による改正前のもの。後記イ（イ）及びウ（イ）において同じ。）並びに経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成18年法律第10号による廃止前のもの。後記イ（イ）及びウ（イ）において同じ。）16条1項の各規定に基づき、800万円以下の部分に100分の22の税率を、800万円を超える部分に100分の30の税率を乗じて計算した金額の合計額である。

(ウ) 控除所得税額等（別表4・順号⑮） 5万3705円

上記金額は、法人税法68条1項（平成18年法律第10号による改正前のもの。後記イ（ウ）において同じ。）の規定により法人税の額から控除される所得税額であり、平成17年8月期法人税確定申告書に記載された金額と同額である。

(エ) 納付すべき法人税額（別表4・順号⑯） 908万1400円

上記金額は、上記（イ）の金額から同（ウ）の金額を差し引いた金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

イ 平成18年8月期

(ア) 所得金額（別表4・順号⑬） 2億1210万0475円

上記金額は、後記aの金額に同bないしeの金額を加算し、同f及びgの金額を減算した金額である。

a 申告所得金額（別表4・順号①） 0円

上記金額は、原告が平成18年10月25日に潮来税務署長に提出した平成18年8月期の法人税の確定申告書（以下「平成18年8月期法人税確定申告書」という。）に記載された所得金額と同額である。

b 固定資産売却収入の計上漏れ（別表4・順号②） 6750万円

上記金額は、原告が、平成18年8月期において、Dへ売却した中古重機等の売却額から、当該中古重機等につき原告が乙へ売却したものとした売却額を控除した差額の合計額（別表3の「⑤差額」欄の「平成18年8月期合計」欄の金額）であり、原告の益金の額

に算入すべき金額である。

- c 減価償却費の償却超過額（少額減価償却資産）（別表4・順号③） 43万6165円
上記金額は、原告が、措置法67条の5《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》（平成24年法律第16号による改正前のもの。以下同じ。）の規定を適用して、平成18年8月期の損金の額に算入した少額減価償却資産の取得価額相当額（別表5-2の「少額減価償却資産の損金算入額」欄の各金額）のうち、平成18年8月期の普通償却限度額（別表5-2の「償却限度額」欄の各金額）を超える部分の金額（別表5-2の「償却超過額」欄の各金額）の合計額である。同条の規定の適用上青色申告書を提出する者であることが要件となる（同条1項）ところ、本件青色申告承認取消処分により、平成18年8月期法人税確定申告書は青色申告書以外の申告書となることから、原告は同条の規定の適用要件を満たさないこととなる。したがって、原告が損金の額に算入した金額のうち普通償却限度額を超える部分の金額は、償却限度超過額として損金の額に算入されない。
- d 減価償却費の償却超過額（特別償却）（別表4・順号④） 8829万円
上記金額は、原告が、措置法42条の6第1項の規定を適用して、平成18年8月期の損金の額に算入した機械等の特別償却費の金額（取得価額の30パーセント相当額、別表6-2の「特別償却費」欄の各金額）の合計額である。同条の規定の適用上青色申告書を提出する者であることが要件となること、本件青色申告承認取消処分により、平成18年8月期法人税確定申告書は青色申告書以外の申告書となることから、原告は同条の規定の適用要件を満たさないこととなる。したがって、当該特別償却費は、償却限度超過額として損金の額に算入されない。
- e 繰越欠損金の当期控除額の過大額（別表4・順号⑤） 8760万8282円
上記金額は、原告が、平成18年8月期法人税確定申告書において、法人税法57条1項の規定に基づき損金の額に算入した金額であるところ、平成17年8月期の更正処分に伴い平成18年8月期に繰り越される欠損金の額がなくなったことから、損金の額に算入されないこととなる金額である。
- f 減価償却費の損金算入額の増加額（別表4・順号⑧） 2888万1972円
上記金額は、次の（a）の金額のうち、同（b）の金額から同（c）の金額を控除した金額である（別表7-2・③差引認容額）。当該金額は、平成17年8月期において償却費として損金経理された金額の一部であることから、法人税法31条1項（平成19年法律第6号による改正前のもの）の規定により平成18年8月期の損金の額に算入される。
（a）平成17年8月期の更正処分による減価償却の償却超過額（上記ア（ア）c及びdの合計額） 7839万7920円
（b）別表7-2記載の減価償却資産につき、同表の償却の基礎となる金額に償却率及び平成18年8月期における償却期間の割合を乗じて計算した当該事業年度の償却限度額の合計額1億7822万8776円（別表7-2・①償却限度額〔正当額〕）
（c）別表7-2記載の減価償却資産につき、原告が平成18年8月期において損金の額に算入した普通償却費の合計額1億4934万6804円（別表7-2・②原告損金算入額）
- g 事業税の損金算入額（別表4・順号⑩） 285万2000円

上記金額は、平成17年8月期の法人税の更正処分により、地方税法（平成22年法律第4号による改正前のもの。以下同じ。）72条の24の7の規定に基づき計算した、原告が納付することとなる事業税相当額の増加額である。

(イ) 所得金額に対する法人税額（別表4・順号⑭） 6299万円

上記金額は、上記（ア）の所得金額2億1210万円（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に法人税法66条1項及び2項並びに経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律16条1項の各規定に基づき、800万円以下の部分に100分の22の税率を、800万円を超える部分に100分の30の税率を乗じて計算した金額の合計額である。

(ウ) 控除所得税額等（別表4・順号⑮） 7万4899円

上記金額は、法人税法68条1項の規定により法人税の額から控除される所得税額であり、平成18年8月期法人税確定申告書に記載された金額と同額である。

(エ) 納付すべき法人税額（別表4・順号⑯） 6291万5100円

上記金額は、上記（イ）の金額から同（ウ）の金額を差し引いた金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

ウ 平成19年8月期

(ア) 所得金額（別表4・順号⑬） 1億0188万4314円

上記金額は、後記aの金額に同bないしeの金額を加算し、同f及びgの金額を減算した金額である。

a 申告所得金額（別表4・順号①） 7401万3206円

上記金額は、原告が平成19年10月19日に潮来税務署長に提出した平成19年8月期の法人税の確定申告書（以下「平成19年8月期法人税確定申告書」という。）に記載された所得金額と同額である。

b 固定資産売却収入の計上漏れ（別表4・順号②） 1300万円

上記金額は、原告が、平成19年8月期において、Dへ売却した中古重機等の売却額から、当該中古重機等につき原告が乙へ売却したものとした売却額を控除した差額の合計額（別表3の「⑤差額」欄の「平成19年8月期合計」欄の金額）であり、原告の益金の額に算入すべき金額である。

c 減価償却費の償却超過額（少額減価償却資産）（別表4・順号③） 243万9150円

上記金額は、原告が、措置法67条の5の規定を適用して、平成19年8月期の損金の額に算入した少額減価償却資産の取得価額相当額（別表5-3の「少額減価償却資産の損金算入額」欄の各金額）のうち、平成19年8月期の普通償却限度額（別表5-3の「償却限度額」欄の各金額）を超える部分の金額（別表5-3の「償却超過額」欄の各金額）の合計額である。同条の規定の適用上青色申告書を提出する者であることが要件となる（同条1項）ところ、本件青色申告承認取消処分により、平成19年8月期法人税確定申告書は青色申告書以外の申告書となることから、原告は同条の規定の適用要件を満たさないこととなる。したがって、原告が損金の額に算入した金額のうち普通償却限度額を超える部分の金額は、償却限度超過額として損金の額に算入されない。

d 減価償却費の償却超過額（特別償却）（別表4・順号④） 8107万5000円

上記金額は、原告が、措置法42条の6第1項の規定を適用して、平成19年8月期の

損金の額に算入した機械等の特別償却費の金額（取得価額の30パーセント相当額、別表6-3の「特別償却費」欄の各金額）の合計額である。同条の規定の適用上青色申告書を提出する者であることが要件となる（同条1項）ところ、本件青色申告承認取消処分により、平成19年8月期法人税確定申告書は青色申告書以外の申告書となることから、原告は同条の規定の適用要件を満たさないこととなる。したがって、当該特別償却費は、償却限度超過額として損金の額に算入されない。

e 繰越欠損金の当期控除額の過大額（別表4・順号⑤） 243万2159円

上記金額は、原告が、平成19年8月期法人税確定申告書において、法人税法57条（平成19年法律第6号による改正前のもの）1項の規定に基づき損金の額に算入した金額であるところ、平成17年8月期の更正処分に伴い翌期以降に繰り越される欠損金の額がなくなったことから、損金の額に算入されないこととなる金額である。

f 減価償却費の損金算入額の増加額（別表4・順号⑧） 5098万9601円

上記金額は、次の（a）の金額のうち、同（b）の金額から同（c）の金額を控除した金額である（別表7-3・③差引認容額）。当該金額は、平成17年8月期及び平成18年8月期において償却費として損金経理された金額の一部であることから、法人税法31条1項（平成23年法律第114号による改正前のもの。以下同じ。）の規定により平成19年8月期の損金の額に算入される。

（a）平成18年8月期の更正処分による減価償却費の償却超過額（上記ア（ア）c及びd並びに同イ（ア）c及びdの合計額から同イ（ア）fの金額を差し引いた後の金額）

1億3824万2113円

（b）別表7-3記載の減価償却資産につき、同表の償却の基礎となる金額に償却率及び平成19年8月期における償却期間の割合を乗じて計算した当該事業年度の償却限度額の合計額（別表7-3・①償却限度額〔正当額〕）

2億1918万0235円

（c）別表7-3記載の減価償却資産につき、原告が平成19年8月期において損金の額に算入した普通償却費の合計額（別表7-3・②原告損金算入額）

1億6819万0634円

g 事業税の損金算入額（別表4・順号⑩） 2008万5600円

上記金額は、平成18年8月期の法人税の更正処分により、地方税法72条の24の7の規定に基づき計算した、原告が納付することとなる事業税相当額の増加額である。

（イ）所得金額に対する法人税額（別表4・順号⑭） 2992万5200円

上記金額は、上記（ア）の所得金額1億0188万4000円（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に法人税法66条1項及び2項並びに経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律16条1項の各規定に基づき、800万円以下の部分に100分の22の税率を、800万円を超える部分に100分の30の税率を乗じて計算した金額の合計額である。

（ウ）控除所得税額等（別表4・順号⑮） 12万0375円

上記金額は、法人税法68条1項（平成20年法律第23号による改正前のもの。後記エ（ウ）において同じ。）の規定により法人税の額から控除される所得税額であり、平成19年8月期法人税確定申告書に記載された金額と同額である。

(エ) 納付すべき法人税額 (別表 4・順号⑯) 2980万4800円
上記金額は、上記 (イ) の金額から同 (ウ) の金額を差し引いた金額 (ただし、通則法 119 条 1 項の規定により 100 円未満の端数金額を切り捨てた後のもの) である。

エ 平成 20 年 8 月期

(ア) 所得金額 (別表 4・順号⑬) 5657万5393円
上記金額は、後記 a の金額に同 b ないし d の金額を加算し、同 e ないし g の金額を減算した金額である。

a 申告所得金額 (別表 4・順号①) 1763万2547円

上記金額は、原告が平成 20 年 10 月 21 日に潮来税務署長に提出した平成 20 年 8 月期の法人税の確定申告書 (以下「平成 20 年 8 月期法人税確定申告書」という。) に記載された所得金額と同額である。

b 固定資産売却収入の計上漏れ (別表 4・順号②) 2650万円

上記金額は、原告が、平成 20 年 8 月期において、D へ売却した中古重機等の売却額から、当該中古重機等につき原告が乙へ売却したものとした売却額を控除した差額の合計額 (別表 3 の「⑤差額」欄の「平成 20 年 8 月期合計」欄の金額) であり、原告の益金の額に算入すべき金額である。

c 減価償却費の償却超過額 (少額減価償却資産) (別表 4・順号③) 168万3710円

上記金額は、原告が、措置法 67 条の 5 の規定を適用して、平成 20 年 8 月期の損金の額に算入した少額減価償却資産の取得価額相当額 (別表 5-4 の「少額減価償却資産の損金算入額」欄の各金額) のうち、平成 20 年 8 月期の普通償却限度額 (別表 5-4 の「償却限度額」欄の各金額) を超える部分の金額 (別表 5-4 の「償却超過額」欄の各金額) の合計額である。同条の規定の適用上青色申告書を提出する者であることが要件となる (同条 1 項) と、本件青色申告承認取消処分により、平成 20 年 8 月期法人税確定申告書は青色申告書以外の申告書となることから、原告は同条の規定の適用要件を満たさないこととなる。したがって、原告が損金の額に算入した金額のうち普通償却限度額を超える部分の金額は、償却限度超過額として損金の額に算入されない。

d 減価償却費の償却超過額 (特別償却) (別表 4・順号④) 7932万円

上記金額は、原告が、措置法 42 条の 6 第 1 項の規定を適用して、平成 20 年 8 月期の損金の額に算入した機械等の特別償却費の金額 (取得価額の 30 パーセント相当額、別表 6-4 の「特別償却費」欄の各金額) の合計額である。同条の規定の適用上青色申告書を提出する者であることが要件となる (同条 1 項) と、本件青色申告承認取消処分により、平成 20 年 8 月期法人税確定申告書は青色申告書以外の申告書となることから、原告は同条の規定の適用要件を満たさないこととなる。したがって、当該特別償却費は、償却限度超過額として損金の額に算入されない。

e 寄附金の損金不算入額の減少額 (別表 4・順号⑦) 5万1411円

上記金額は、平成 20 年 8 月期法人税確定申告書に記載された寄附金の損金不算入額 5 万 1 4 1 1 円と、平成 20 年 8 月期の更正処分による所得金額の増加に伴い法人税法 37 条 1 項 (平成 20 年法律第 23 号による改正前のもの) の規定に基づいて再計算した寄附金の損金不算入額 0 円との差額であり、平成 20 年 8 月期において損金の額に算入されることとなる金額である。

- f 減価償却費の損金算入額の増加額（別表4・順号⑧） 6583万3853円
 上記金額は、次の（a）の金額のうち、同（b）の金額から同（c）の金額を控除した金額である（別表7-4・③差引認容額）。当該金額は、平成17年8月期ないし平成19年8月において償却費として損金経理された金額の一部であることから、法人税法31条1項の規定により平成20年8月期の損金の額に算入される。
- （a）平成19年8月期の更正処分による減価償却費の償却超過額（上記ア（ア）c及びd、同イ（ア）c及びd並びに同ウ（ア）c及びdの合計額から同イ（ア）f及び同ウ（ア）fの合計額を差し引いた後の金額） 1億7076万6662円
- （b）別表7-4記載の減価償却資産につき、同表の償却の基礎となる金額に償却率及び平成20年8月期における償却期間の割合を乗じて計算した当該事業年度の償却限度額の合計額（別表7-4・①償却限度額〔正当額〕） 2億4469万5759円
- （c）別表7-4記載の減価償却資産につき、原告が平成20年8月期において損金の額に算入した普通償却費の合計額（別表7-4・②原告損金算入額） 1億7886万1906円
- g 事業税の損金算入額（別表4・順号⑩） 267万5600円
 上記金額は、平成19年8月期の法人税の更正処分により、地方税法72条の24の7の規定に基づき計算した、原告が納付することとなる事業税相当額の増加額である。
- （イ）所得金額に対する法人税額（別表4・順号⑭） 1633万2500円
 上記金額は、上記（ア）の所得金額5657万5000円（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に法人税法66条1項及び2項（いずれも平成20年法律第23号による改正前のもの）の各規定に基づき、800万円以下の部分に100分の22の税率を、800万円を超える部分に100分の30の税率を乗じて計算した金額の合計額である。
- （ウ）控除所得税額等（別表4・順号⑮） 20万4014円
 上記金額は、法人税法68条1項の規定により法人税の額から控除される所得税額であり、平成20年8月期法人税確定申告書に記載された金額と同額である。
- （エ）納付すべき法人税額（別表4・順号⑯） 1612万8400円
 上記金額は、上記（イ）の金額から同（ウ）の金額を差し引いた金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。
- オ 平成21年8月期
- （ア）所得金額（別表4・順号⑬） 1億0133万4752円
 上記金額は、後記aの金額に同bないしdの金額を加算し、同eないしgの金額を減算した金額である。
- a 申告所得金額（別表4・順号①） 3771万3301円
 上記金額は、原告が平成22年11月1日に潮来税務署長に提出した平成21年8月期の法人税の修正申告書（以下「平成21年8月期法人税修正申告書」という。）に記載された所得金額と同額である。
- b 固定資産売却収入の計上漏れ（別表4・順号②） 3600万円
 上記金額は、原告が、平成21年8月期において、Dへ売却した中古重機等の売却額から、当該中古重機等につき原告が乙へ売却したものとした売却額を控除した差額の合計額

(別表3の「⑤差額」欄の「平成21年8月期合計」欄の金額)であり、原告の益金の額に算入すべき金額である。

c 減価償却費の償却超過額(少額減価償却資産)(別表4・順号③) 72万3202円

上記金額は、原告が、措置法67条の5の規定を適用して、平成21年8月期の損金の額に算入した少額減価償却資産の取得価額相当額(別表5-5の「少額減価償却資産の損金算入額」欄の各金額)のうち、平成21年8月期の普通償却限度額(別表5-5の「償却限度額」欄の各金額)を超える部分の金額(別表5-5の「償却超過額」欄の各金額)の合計額である。同条の規定の適用上青色申告書を提出する者であることが要件となる(同条1項)ところ、本件青色申告承認取消処分により、原告が平成21年11月2日に潮来税務署長に提出した平成21年8月期の法人税の確定申告書(以下「平成21年8月期法人税確定申告書」という。)及び平成21年8月期法人税修正申告書は青色申告書以外の申告書となることから、原告は同条の規定の適用要件を満たさないこととなる。したがって、原告が損金の額に算入した金額のうち普通償却限度額を超える部分の金額は、償却限度超過額として損金の額に算入されない。

d 減価償却費の償却超過額(特別償却)(別表4・順号④) 7126万5000円

上記金額は、原告が、措置法42条の6第1項の規定を適用して、平成21年8月期の損金の額に算入した、機械等の特別償却費の金額(取得価額の30パーセント相当額、別表6-5の「特別償却費」欄の各金額)の合計額である。同条の規定の適用上青色申告書を提出する者であることが要件となる(同条1項)ところ、本件青色申告承認取消処分により、平成21年8月期法人税確定申告書及び平成21年8月期法人税修正申告書は青色申告書以外の申告書となることから、原告は同条の規定の適用要件を満たさないこととなる。したがって、当該特別償却費は、償却限度超過額として損金の額に算入されない。

e 減価償却費の損金算入額の増加額(別表4・順号⑧) 4058万2547円

上記金額は、次の(a)の金額のうち、同(b)の金額から同(c)の金額を控除した金額である(別表7-5・③差引認容額)。当該金額は、平成17年8月期ないし平成20年8月において償却費として損金経理された金額の一部であることから、法人税法31条1項の規定により平成21年8月期の損金の額に算入される。

(a) 平成20年8月期の更正処分による減価償却費の償却超過額(上記ア(ア)c及びd、同イ(ア)c及びd、同ウ(ア)c及びd並びに同エ(ア)c及びd合計額から同イ(ア)f、同ウ(ア)f及び同エ(ア)fの合計額を差し引いた後の金額)

1億8593万6519円

(b) 別表7-5記載の減価償却資産につき、同表の償却の基礎となる金額に償却率及び平成21年8月期における償却期間の割合を乗じて計算した当該事業年度の償却限度額の合計額(別表7-5・①償却限度額〔正当額〕)

2億2375万1916円

(c) 別表7-5記載の減価償却資産につき、原告が平成21年8月期において損金の額に算入した普通償却費の合計額(別表7-5・②原告損金算入額)

1億8316万9369円

f 固定資産未償却残高の損金算入額(別表4・順号⑩) 4万5604円

上記金額は、原告が平成21年8月期において売却した各固定資産の確定申告における売却時の帳簿価額(未償却残高)から当該各固定資産の正当な売却時の帳簿価額(未償却

残高)を控除した金額の合計額であり(別表8・平成21年8月期の差引増加簿価額)、当該事業年度の損金の額に算入されることとなる金額である。

g 事業税の損金算入額(別表4・順号⑩) 373万8600円

上記金額は、平成20年8月期の法人税の更正処分により、地方税法72条の24の7の規定に基づき計算した、原告が納付することとなる事業税相当額の増加額である。

(イ) 所得金額に対する法人税額(別表4・順号⑭) 2944万0200円

上記金額は、上記(ア)の所得金額1億0133万4000円(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に、法人税法66条1項(平成23年法律第114号による改正前のもの。以下同じ。)及び2項(平成22年法律第6号による改正前のもの。以下同じ。)並びに措置法42条の3の2第1項(平成22年法律第6号による改正前のもの。後記カ(イ)において同じ。)の各規定に基づき、800万円以下の部分に100分の18の税率を、800万円を超える部分に100分の30の税率を乗じて計算した金額の合計額である。

(ウ) 控除所得税額等(別表4・順号⑮) 18万8107円

上記金額は、法人税法68条(平成23年法律第114号による改正前のもの。以下同じ。)1項の規定により法人税の額から控除される所得税額であり、平成21年8月期法人税修正申告書に記載された金額と同額である。

(エ) 納付すべき法人税額(別表4・順号⑯) 2925万2000円

上記金額は、上記(イ)の金額から同(ウ)の金額を差し引いた金額(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

カ 平成22年8月期

(ア) 所得金額(別表4・順号⑬) 1億6754万9282円

上記金額は、後記aの金額に同bないしdの金額を加算し、同eないしgの金額を減算した金額である。

a 申告所得金額(別表4・順号①) 9824万8232円

上記金額は、原告が平成22年10月22日に潮来税務署長に提出した平成22年8月期の法人税の確定申告書(以下「平成22年8月期法人税確定申告書」という。)に記載された所得金額と同額である。

b 固定資産売却収入の計上漏れ(別表4・順号②) 5700万円

上記金額は、原告が、平成22年8月期において、Dへ売却した中古重機等の売却額から、当該中古重機等につき原告が乙へ売却したものとした売却額を控除した差額の合計額(別表3の「⑤差額」欄の「平成22年8月期合計」欄の金額)であり、原告の益金の額に算入すべき金額である。

c 減価償却費の償却超過額(少額減価償却資産)(別表4・順号③) 122万4866円

上記金額は、原告が、措置法67条の5の規定を適用して、平成22年8月期の損金の額に算入した少額減価償却資産の取得価額相当額(別表5-6の「少額減価償却資産の損金算入額」欄の各金額)のうち、平成22年8月期の普通償却限度額(別表5-6の「償却限度額」欄の各金額)を超える部分の金額(別表5-6の「償却超過額」欄の各金額)の合計額である。同条の規定の適用上青色申告書を提出する者であることが要件となる(同条1項)ところ、本件青色申告承認取消処分により、平成22年8月期法人税確定申

告書は青色申告書以外の申告書となることから、原告は同条の規定の適用要件を満たさないこととなる。したがって、原告が損金の額に算入した金額のうち普通償却限度額を超える部分の金額は、償却限度超過額として損金の額に算入されない。

d 減価償却費の償却超過額（特別償却）（別表4・順号④） 6645万円

上記金額は、原告が、措置法42条の6第1項の規定を適用して、平成22年8月期の損金の額に算入した機械等の特別償却費の金額（取得価額の30パーセント相当額、別表6-6の「特別償却費」欄の各金額）の合計額である。同条の規定の適用上青色申告書を提出する者であることが要件となる（同条1項）ところ、本件青色申告承認取消処分により、平成22年8月期法人税確定申告書は青色申告書以外の申告書となることから、原告は同条の規定の適用要件を満たさないこととなる。したがって、当該特別償却費は、償却限度超過額として損金の額に算入されない。

e 減価償却費の損金算入額の増加額（別表4・順号⑧） 4403万5809円

上記金額は、次の（a）の金額のうち、同（b）の金額から同（c）の金額を控除した金額である（別表7-6・③差引認容額）。当該金額は、平成17年8月期ないし平成21年8月期において償却費として損金経理された金額の一部であることから、法人税法31条1項の規定により平成22年8月期の損金の額に算入される。

（a）平成21年8月期の更正処分による減価償却費の償却超過額（上記ア（ア）c及びd、同イ（ア）c及びd、同ウ（ア）c及びd、同エ（ア）c及びd並びに同オ（ア）c及びdの合計額から同イ（ア）f、同ウ（ア）f、同エ（ア）f及び同オ（ア）eの合計額を差し引いた後の金額） 2億1734万2174円

（b）別表7-6記載の減価償却資産につき、同表の償却の基礎となる金額に償却率及び平成22年8月期における償却期間の割合を乗じて計算した当該事業年度の償却限度額の合計額（別表7-6・①償却限度額〔正当額〕） 2億8374万1598円

（c）別表7-6記載の減価償却資産につき、原告が平成22年8月期において損金の額に算入した普通償却費の合計額（別表7-6・②原告損金算入額） 2億3970万5789円

f 固定資産未償却残高の損金算入額（別表4・順号⑨） 907万1207円

上記金額は、原告が平成21年8月期において売却した各固定資産の確定申告における売却時の帳簿価額（未償却残高）から当該各固定資産の正当な売却時の帳簿価額（未償却残高）を控除した金額であり（別表8・平成22年8月期の差引増加簿価額）、当該事業年度の損金算入されることとなる金額である。

g 事業税の損金算入額（別表4・順号⑩） 226万6800円

上記金額は、平成21年8月期の法人税の更正処分により、地方税法72条の24の7の規定に基づき計算した、原告が納付することとなる事業税相当額の増加額である。

（イ）所得金額に対する法人税額（別表4・順号⑭） 4930万4700円

上記金額は、上記（ア）の所得金額1億6754万9000円（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、法人税法66条1項及び2項並びに措置法42条の3の2第1項の各規定に基づき、800万円以下の部分に100分の18の税率を、800万円を超える部分に100分の30の税率を乗じて計算した金額の合計額である。

(ウ) 控除所得税額等 (別表 4・順号⑮) 11万9133円
上記金額は、法人税法 68 条 1 項の規定により法人税の額から控除される所得税額であり、平成 22 年 8 月期法人税確定申告書に記載された金額と同額である。

(エ) 納付すべき法人税額 (別表 4・順号⑯) 4918万5500円
上記金額は、上記 (イ) の金額から同 (ウ) の金額を差し引いた金額 (ただし、通則法 119 条 1 項の規定により 100 円未満の端数金額を切り捨てた後のもの) である。

キ 平成 23 年 8 月期

(ア) 所得金額 (別表 4・順号⑬) 3億9027万4613円
上記金額は、後記 a の金額に同 b ないし d の金額を加算し、同 e 及び f の金額を減算した金額である。

a 申告所得金額 (別表 4・順号①) 3億3035万6309円
上記金額は、原告が平成 23 年 10 月 31 日に潮来税務署長に提出した平成 23 年 8 月期の法人税の確定申告書 (以下「平成 23 年 8 月期法人税確定申告書」という。) に記載された所得金額と同額である。

b 固定資産売却収入の計上漏れ (別表 4・順号②) 2360万円
上記金額は、原告が、平成 23 年 8 月期において、E へ売却した中古重機等の売却額から、当該中古重機等につき原告が乙へ売却したのものとした売却額を控除した差額の合計額 (別表 3 の「⑤差額」欄の「平成 23 年 8 月期合計」欄の金額) であり、原告の益金の額に算入すべき金額である。

c 減価償却費の償却超過額 (少額減価償却資産) (別表 4・順号③) 230万7196円
上記金額は、原告が、措置法 67 条の 5 の規定を適用して、平成 23 年 8 月期の損金の額に算入した少額減価償却資産の取得価額相当額 (別表 5-7 の「少額減価償却資産の損金算入額」欄の各金額) のうち、平成 23 年 8 月期の普通償却限度額 (別表 5-7 の「償却限度額」欄の各金額) を超える部分の金額 (別表 5-7 の「償却超過額」欄の各金額) の合計額である。同条の規定の適用上青色申告書を提出する者であることが要件となる (同条 1 項) ところ、本件青色申告承認取消処分により、平成 23 年 8 月期法人税確定申告書は青色申告書以外の申告書となることから、原告は同条の規定の適用要件を満たさないこととなる。したがって、原告が損金の額に算入した金額のうち普通償却限度額を超える部分の金額は、償却限度超過額として損金の額に算入されない。

d 減価償却費の償却超過額 (特別償却) (別表 4・順号④) 9937万5000円
上記金額は、原告が、措置法 42 条の 6 第 1 項の規定を適用して、平成 23 年 8 月期の損金の額に算入した機械等の特別償却費の金額 (取得価額の 30 パーセント相当額、別表 6-7 の「特別償却費」欄の各金額) の合計額である。同条の規定の適用上青色申告書を提出する者であることが要件となる (同条 1 項) ところ、本件青色申告承認取消処分により、平成 23 年 8 月期法人税確定申告書は青色申告書以外の申告書となることから、原告は同条の規定の適用要件を満たさないこととなる。したがって、当該特別償却費は、償却限度超過額として損金の額に算入されない。

e 減価償却費の損金算入額の増加額 (別表 4・順号⑧) 6187万6792円
上記金額は、次の (a) の金額のうち、同 (b) の金額から同 (c) の金額を控除した金額である (別表 7-7・③差引認容額)。当該金額は、平成 17 年 8 月期ないし平成 2

2年8月期において償却費として損金経理された金額であることから、法人税法31条1項の規定により平成23年8月期の損金の額に算入される。

(a) 平成22年8月期の更正処分による減価償却費の償却超過額（上記ア（ア）c及びd、同イ（ア）c及びd、同ウ（ア）c及びd、同エ（ア）c及びd、同オ（ア）c及びd並びに同カ（ア）c及びdの合計額から同イ（ア）f、同ウ（ア）f、同エ（ア）f、同オ（ア）e及び同カ（ア）eの合計額を差し引いた後の金額）

2億4098万1231円

(b) 別表7-7記載の減価償却資産につき、同表の償却の基礎となる金額に償却率及び平成23年8月期における償却期間の割合を乗じて計算した当該事業年度の償却限度額の合計額（別表7-7・①償却限度額〔正当額〕）

2億3241万8569円

(c) 別表7-7記載の減価償却資産につき、原告が平成23年8月期において損金の額に算入した普通償却費の合計額（別表7-7・②原告損金算入額）

1億7054万1777円

f 事業税の損金算入額（別表4・順号⑪）

348万7100円

上記金額は、平成22年8月期の法人税の更正処分により、地方税法72条の24の7並びに地方法人特別税に関する暫定措置法2条、8条及び9条の規定に基づき計算した、原告が納付することとなる事業税相当額（地方法人特別税相当額を含む。）の増加額である。

(イ) 所得金額に対する法人税額（別表4・順号⑭）

1億1612万2200円

上記金額は、上記（ア）の所得金額3億9027万4000円（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、法人税法66条1項及び2項並びに措置法42条の3の2第1項（平成23年法律第82号による改正前のもの）の各規定に基づき、800万円以下の部分に100分の18の税率を、800万円を超える部分に100分の30の税率を乗じて計算した金額の合計額である。

(ウ) 控除所得税額等（別表4・順号⑮）

6万4647円

上記金額は、法人税法68条1項の規定により法人税の額から控除される所得税額であり、平成23年8月期法人税確定申告書に記載された金額と同額である。

(エ) 納付すべき法人税額（別表4・順号⑯）

1億1605万7500円

上記金額は、上記（イ）の金額から同（ウ）の金額を差し引いた金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

(2) 本件法人税各賦課決定処分の根拠

本件法人税各更正処分により新たに納付すべき法人税額のうち、隠蔽又は仮装の事実に基づく税額については、過少申告加算税に代え重加算税が課されることになり、その余の税額については過少申告加算税が課されることになる。

ア 重加算税賦課決定処分の根拠

(ア) 平成17年8月期

319万5500円

上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、潮来税務署長が平成24年7月6日付けで原告に対してした平成17年8月期の法人税の更正処分により新たに納付すべき法人税額913万5100円のうち、隠蔽又は仮装に係る税額913万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の35を乗じて算

出した金額である。

(イ) 平成18年8月期 832万6500円

上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、潮来税務署長が平成24年7月6日付けで原告に対してした平成18年8月期の法人税の更正処分により新たに納付すべき法人税額6298万9900円のうち、隠蔽又は仮装に係る税額2379万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の35を乗じて算出した金額である。

(ウ) 平成19年8月期 136万5000円

上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、潮来税務署長が平成24年7月6日付けで原告に対してした平成19年8月期の法人税の更正処分により新たに納付すべき法人税額836万1300円のうち、隠蔽又は仮装に係る税額390万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の35を乗じて算出した金額である。

(エ) 平成20年8月期 278万2500円

上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、潮来税務署長が平成24年7月6日付けで原告に対してした平成20年8月期の法人税更正処分により新たに納付すべき法人税額1168万2900円のうち、隠蔽又は仮装に係る税額795万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の35を乗じて算出した金額である。

(オ) 平成21年8月期 248万8500円

上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、潮来税務署長が平成24年7月6日付けで原告に対してした平成21年8月期の法人税の更正処分により新たに納付すべき法人税額711万7200円のうち、隠蔽又は仮装に係る税額711万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の35を乗じて算出した金額である。

(カ) 平成22年8月期 385万円

上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、潮来税務署長が平成24年7月6日付けで原告に対してした平成22年8月期の法人税の更正処分により新たに納付すべき法人税額1100万8800円のうち、隠蔽又は仮装に係る税額1100万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の35を乗じて算出した金額である。

(キ) 平成23年8月期 247万8000円

上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、潮来税務署長が平成24年7月6日付けで原告に対してした平成23年8月期の法人税の更正処分により新たに納付すべき法人税額1400万4300円のうち、隠蔽又は仮装に係る税額708万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の35を乗じて算出した金額である。

イ 過少申告加算税賦課決定処分の根拠

(ア) 平成18年8月期 585万3500円

上記金額は、通則法65条1項及び2項の規定に基づき、平成18年8月期の法人税の更

正処分により新たに納付すべき法人税額6298万9900円のうち、上記ア（イ）のとおり重加算税が課されることとなる税額を控除した過少申告加算税対象額3919万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の10を乗じて算出した金額391万9000円に、当該過少申告加算税対象額3919万5400円のうち50万円を超える部分に相当する税額3869万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の5を乗じて算出した金額193万4500円を加算した金額である。

（イ）平成19年8月期 44万6000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、平成19年8月期の法人税の更正処分により新たに納付すべき法人税額836万1300円のうち、上記ア（ウ）のとおり重加算税が課されることとなる税額を控除した過少申告加算税対象額446万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の10を乗じて算出した金額である。

（ウ）平成20年8月期 37万3000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、平成20年8月期の法人税の更正処分により新たに納付すべき法人税額1168万2900円のうち、上記ア（エ）のとおり重加算税が課されることとなる税額を控除した過少申告加算税対象額373万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の10を乗じて算出した金額である。

（エ）平成23年8月期 69万2000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、平成23年8月期の法人税の更正処分により新たに納付すべき法人税額1400万4300円のうち、上記ア（キ）のとおり重加算税が課されることとなる税額を控除した過少申告加算税対象額692万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の10を乗じて算出した金額である。

2 消費税等関係

（1）被告の主張する納付すべき消費税額及び納付すべき譲渡割額の根拠

ア 平成17年8月課税期間

（ア）課税標準額（別表9・順号①） 10億1811万1000円

上記金額は、後記aないしcの各金額の合計額（ただし、通則法118条1項により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

a 確定申告における課税売上額（税抜き）（別表9・順号②） 9億7353万3128円

上記金額は、原告が平成17年10月25日に潮来税務署長に提出した平成17年8月課税期間の消費税等の確定申告書（以下「平成17年8月課税期間消費税等確定申告書」という。）付表2①欄に記載された課税売上額（課税資産の譲渡等の対価の額）と同額である。

b 売上げに係る対価の返還等の金額（別表9・順号③） 17万7950円

上記金額は、平成17年8月課税期間消費税等確定申告書の「返還等対価に係る税額」欄に記載された金額7118円を100分の4で除して算出した金額である。

c 固定資産売却収入の計上漏れに係る課税売上額（別表9・順号④） 4440万円

上記金額は、原告が、平成17年8月課税期間において、Dへ売却した中古重機等の売却額から、当該中古重機等につき原告が乙へ売却したものとした売却額を控除した差額の合計額（別表3の「⑤差額」欄の「平成17年8月期合計」欄の金額）であり、原告の課税標準額に加算すべき金額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額（別表9・順号⑤） 4072万4440円

上記金額は、消費税法29条の規定に基づき、上記（ア）の金額に税率100分の4を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除税額（別表9・順号⑥） 2530万1313円

上記金額は、平成17年8月課税期間消費税等申告書に控除税額として記載された金額と同額である。

(エ) 納付すべき消費税額（別表9・順号⑦） 1542万3100円

上記金額は、上記（イ）の金額から同（ウ）の金額を控除した金額（ただし、通則法119条1項により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

(オ) 地方消費税の課税標準となる消費税額（別表9・順号⑩） 1542万3100円

上記金額は、上記（エ）の金額と同額であり、地方税法72条の77第2号及び同法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

(カ) 納付すべき譲渡割額（別表9・順号⑪） 385万5700円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、上記（オ）の金額に税率100分の25を乗じて算出した金額（ただし、地方税法制定附則9条の6第1項及び通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

イ 平成18年8月課税期間

(ア) 課税標準額（別表9・順号①） 11億5447万6000円

上記金額は、後記aないしcの各金額の合計額（ただし、通則法118条1項により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

a 確定申告における課税売上額（税抜き）（別表9・順号②）

10億8692万7767円

上記金額は、原告が平成18年10月25日に潮来税務署長に提出した平成18年8月課税期間の消費税等の確定申告書（以下「平成18年8月課税期間消費税等確定申告書」という。）付表2①欄に記載された課税売上高（課税資産の譲渡等の対価の額）と同額である。

b 売上げに係る対価の返還等の金額（別表9・順号③） 4万8975円

上記金額は、平成18年8月課税期間消費税等確定申告書の「返還等対価に係る税額」欄に記載された金額1959円を100分の4で除して算出した金額である。

c 固定資産売却収入の計上漏れに係る課税売上額（別表9・順号④） 6750万円

上記金額は、原告が、平成18年8月課税期間において、Dへ売却した中古重機等の売却額から、当該中古重機等につき原告が乙へ売却したものとした売却額を控除した差額の合計額（別表3の「⑤差額」欄の「平成18年8月期合計」欄の金額）であり、原告の課税標準額に加算すべき金額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額（別表9・順号⑤） 4617万9040円

上記金額は、消費税法29条の規定に基づき、上記（ア）の金額に税率100分の4を乗

じて算出した金額である。

(ウ) 控除税額 (別表9・順号⑥) 2492万0994円

上記金額は、平成18年8月課税期間消費税等申告書に控除税額として記載された金額と同額である。

(エ) 納付すべき消費税額 (別表9・順号⑦) 2125万8000円

上記金額は、上記(イ)の金額から同(ウ)の金額を控除した金額(ただし、通則法119条1項により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

(オ) 地方消費税の課税標準となる消費税額 (別表9・順号⑩) 2125万8000円

上記金額は、上記(エ)の金額と同額であり、地方税法72条の77第2号及び同法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

(カ) 納付すべき譲渡割額 (別表9・順号⑪) 531万4500円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、上記(オ)の金額に税率100分の25を乗じて算出した金額(ただし、地方税法制定附則9条の6第1項及び通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

ウ 平成19年8月課税期間

(ア) 課税標準額 (別表9・順号①) 11億4453万7000円

上記金額は、後記aないしcの各金額の合計額(ただし、通則法118条1項により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

a 確定申告における課税売上額(税抜き) (別表9・順号②)

11億3147万9299円

上記金額は、原告が平成19年10月19日に潮来税務署長に提出した平成19年8月課税期間の消費税等の確定申告書(以下「平成19年8月課税期間消費税等確定申告書」という。)付表2①欄に記載された課税売上高(課税資産の譲渡等の対価の額)と同額である。

b 売上げに係る対価の返還等の金額 (別表9・順号③) 5万7850円

上記金額は、平成19年8月課税期間消費税等確定申告書の「返還等対価に係る税額」欄に記載された金額2314円を100分の4で除して算出した金額である。

c 固定資産売却収入の計上漏れに係る課税売上額 (別表9・順号④) 1300万円

上記金額は、原告が、平成19年8月課税期間において、Dへ売却した中古重機等の売却額から、当該中古重機等につき原告が乙へ売却したものとした売却額を控除した差額の合計額(別表3の「⑤差額」欄の「平成19年8月期合計」欄の金額)であり、原告の課税標準額に加算すべき金額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 (別表9・順号⑤) 4578万1480円

上記金額は、消費税法29条の規定に基づき、上記(ア)の金額に税率100分の4を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除税額 (別表9・順号⑥) 2683万4188円

上記金額は、平成19年8月課税期間消費税等申告書に控除税額として記載された金額と同額である。

(エ) 納付すべき消費税額 (別表9・順号⑦) 1894万7200円

上記金額は、上記(イ)の金額から同(ウ)の金額を控除した金額(ただし、通則法11

9条1項により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

(オ) 地方消費税の課税標準となる消費税額 (別表9・順号⑩) 1894万7200円
上記金額は、上記(エ)の金額と同額であり、地方税法72条の77第2号及び同法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

(カ) 納付すべき譲渡割額 (別表9・順号⑪) 473万6800円
上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、上記(オ)の金額に税率100分の25を乗じて算出した金額(ただし、地方税法制定附則9条の6第1項及び通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

エ 平成20年8月課税期間

(ア) 課税標準額 (別表9・順号①) 9億9877万9000円
上記金額は、後記aないしcの各金額の合計額(ただし、通則法118条1項により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

a 確定申告における課税売上額(税抜き) (別表9・順号②) 9億7225万9046円
上記金額は、原告が平成20年10月21日に潮来税務署長に提出した平成20年8月課税期間の消費税等の確定申告書(以下「平成20年8月課税期間消費税等確定申告書」という。)付表2①欄に記載された課税売上高(課税資産の譲渡等の対価の額)と同額である。

b 売上げに係る対価の返還等の金額 (別表9・順号③) 2万0525円
上記金額は、平成20年8月課税期間消費税等確定申告書の「返還等対価に係る税額」欄に記載された金額821円を100分の4で除して算出した金額である。

c 固定資産売却収入の計上漏れに係る課税売上額 (別表9・順号④) 2650万円
上記金額は、原告が、平成20年8月課税期間において、Dへ売却した中古重機等の売却額から、当該中古重機等につき原告が乙へ売却したものとした売却額を控除した差額の合計額(別表3の「⑤差額」欄の「平成20年8月期合計」欄の金額)であり、原告の課税標準額に加算すべき金額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 (別表9・順号⑤) 3995万1160円
上記金額は、消費税法29条の規定に基づき、上記(ア)の金額に税率100分の4を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除税額 (別表9・順号⑥) 2110万3210円
上記金額は、平成20年8月課税期間消費税等申告書に控除税額として記載された金額と同額である。

(エ) 納付すべき消費税額 (別表9・順号⑦) 1884万7900円
上記金額は、上記(イ)の金額から同(ウ)の金額を控除した金額(ただし、通則法119条1項により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

(オ) 地方消費税の課税標準となる消費税 (別表9・順号⑩) 1884万7900円
上記金額は、上記(エ)の金額と同額であり、地方税法72条の77第2号及び同法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

(カ) 納付すべき譲渡割額 (別表9・順号⑪) 471万1900円
上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、上記(オ)の金額に税率100分の25を乗じて算出した金額(ただし、地方税法制定附則9条の6第1項及び通則法119条

1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

オ 平成21年8月課税期間

(ア) 課税標準額(別表9・順号①) 9億6753万3000円

上記金額は、後記aないしcの各金額の合計額(ただし、通則法118条1項により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

a 確定申告における課税売上額(税抜き)(別表9・順号②) 9億3150万8084円

上記金額は、原告が平成21年11月2日に潮来税務署長に提出した平成21年8月課税期間の消費税等の確定申告書(以下「平成21年8月課税期間消費税等確定申告書」という。)付表2①欄に記載された課税売上高(課税資産の譲渡等の対価の額)と同額である。

b 売上げに係る対価の返還等の金額(別表9・順号③) 2万5425円

上記金額は、平成21年8月課税期間消費税等確定申告書の「返還等対価に係る税額」欄に記載された金額1017円を100分の4で除して算出した金額である。

c 固定資産売却収入の計上漏れに係る課税売上額(別表9・順号④) 3600万円

上記金額は、原告が、平成21年8月課税期間において、Dへ売却した中古重機等の売却額から、当該中古重機等につき原告が乙へ売却したものとした売却額を控除した差額の合計額(別表3の「⑤差額」欄の「平成21年8月期合計」欄の金額)であり、原告の課税標準額に加算すべき金額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額(別表9・順号⑤) 3870万1320円

上記金額は、消費税法29条の規定に基づき、上記(ア)の金額に税率100分の4を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除税額(別表9・順号⑥) 2000万4292円

上記金額は、平成21年8月課税期間消費税等申告書に控除税額として記載された金額と同額である。

(エ) 納付すべき消費税額(別表9・順号⑦) 1869万7000円

上記金額は、上記(イ)の金額から同(ウ)の金額を控除した金額(ただし、通則法119条1項により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

(オ) 地方消費税の課税標準となる消費税額(別表9・順号⑩) 1869万7000円

上記金額は、上記(エ)の金額と同額であり、地方税法72条の77第2号及び同法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

(カ) 納付すべき譲渡割額(別表9・順号⑪) 467万4200円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、上記(オ)の金額に税率100分の25を乗じて算出した金額(ただし、地方税法制定附則9条の6第1項及び通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

カ 平成22年8月課税期間

(ア) 課税標準額(別表9・順号①) 11億6862万円

上記金額は、後記aないしcの各金額の合計額(ただし、通則法118条1項により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

a 確定申告における課税売上額(税抜き)(別表9・順号②)

11億1154万8009円

上記金額は、原告が平成22年10月22日に潮来税務署長に提出した平成22年8月課税期間の消費税等の確定申告書（以下「平成22年8月課税期間消費税等確定申告書」という。）付表2①欄に記載された課税売上高（課税資産の譲渡等の対価の額）と同額である。

b 売上げに係る対価の返還等の金額（別表9・順号③） 7万2775円

上記金額は、平成22年8月課税期間消費税等確定申告書の「返還等対価に係る税額」欄に記載された金額2911円を100分の4で除して算出した金額である。

c 固定資産売却収入の計上漏れに係る課税売上額（別表9・順号④） 5700万円

上記金額は、原告が、平成22年8月課税期間において、Dへ売却した中古重機等の売却額から、当該中古重機等につき原告が乙へ売却したものとした売却額を控除した差額の合計額（別表3の「⑤差額」欄の「平成22年8月期合計」欄の金額）であり、原告の課税標準額に加算すべき金額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額（別表9・順号⑤） 4674万4800円

上記金額は、消費税法29条の規定に基づき、上記（ア）の金額に税率100分の4を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除税額（別表9・順号⑥） 1904万2066円

上記金額は、平成22年8月課税期間消費税等申告書に控除税額として記載された金額と同額である。

(エ) 納付すべき消費税額（別表9・順号⑦） 2770万2700円

上記金額は、上記（イ）の金額から同（ウ）の金額を控除した金額（ただし、通則法119条1項により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

(オ) 地方消費税の課税標準となる消費税額（別表9・順号⑩） 2770万2700円

上記金額は、上記（エ）の金額と同額であり、地方税法72条の77第2号及び同法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

(カ) 納付すべき譲渡割額（別表9・順号⑪） 692万5600円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、上記（オ）の金額に税率100分の25を乗じて算出した金額（ただし、地方税法制定附則9条の6第1項及び通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

キ 平成23年8月課税期間

(ア) 課税標準額（別表9・順号①） 16億4913万8000円

上記金額は、後記aないしcの各金額の合計額（ただし、通則法118条1項により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

a 確定申告における課税売上額（税抜き）（別表9・順号②）

16億2550万6245円

上記金額は、原告が平成23年10月31日に潮来税務署長に提出した平成23年8月課税期間の消費税等の確定申告書（以下「平成23年8月課税期間消費税等確定申告書」という。）付表2①欄に記載された課税売上高（課税資産の譲渡等の対価の額）と同額である。

b 売上げに係る対価の返還等の金額（別表9・順号③） 3万2350円

上記金額は、平成23年8月課税期間消費税等確定申告書の「返還等対価に係る税額」

欄に記載された金額1294円を100分の4で除して算出した金額である。

ｃ 固定資産売却収入の計上漏れに係る課税売上額（別表9・順号④） 2360万円

上記金額は、原告が、平成23年8月課税期間において、Eへ売却した中古重機等の売却額から、当該中古重機等につき原告が乙へ売却したものとした売却額を控除した差額の合計額（別表3の「⑤差額」欄の「平成23年8月期合計」欄の金額）であり、原告の課税標準額に加算すべき金額である。

（イ）課税標準額に対する消費税額（別表9・順号⑤） 6596万5520円

上記金額は、消費税法29条の規定に基づき、上記（ア）の金額に税率100分の4を乗じて算出した金額である。

（ウ）控除税額（別表9・順号⑥） 3533万5028円

上記金額は、平成23年8月課税期間消費税等申告書に控除税額として記載された金額と同額である。

（エ）納付すべき消費税額（別表9・順号⑦） 3063万0400円

上記金額は、上記（イ）の金額から同（ウ）の金額を控除した金額（ただし、通則法119条1項により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

（オ）地方消費税の課税標準となる消費税額（別表9・順号⑩） 3063万0400円

上記金額は、上記（エ）の金額と同額であり、地方税法72条の77第2号及び同法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

（カ）納付すべき譲渡割額（別表9・順号⑪） 765万7600円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、上記（オ）の金額に税率100分の25を乗じて算出した金額（ただし、地方税法制定附則9条の6第1項及び通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

（2）本件消費税等各賦課決定処分の根拠

ア 平成17年8月課税期間 77万7000円

上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、潮来税務署長が平成24年7月6日付けで原告に対してした平成17年8月課税期間の消費税等の更正処分により新たに納付すべき消費税等の税額222万円のうち、隠蔽又は仮装に係る税額222万円に100分の35を乗じて算出した金額である。

イ 平成18年8月課税期間 117万9500円

上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、潮来税務署長が平成24年7月6日付けで原告に対してした平成18年8月課税期間の消費税等の更正処分により新たに納付すべき消費税等の税額337万5000円のうち、隠蔽又は仮装に係る税額337万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の35を乗じて算出した金額である。

ウ 平成19年8月課税期間 22万7500円

上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、潮来税務署長が平成24年7月6日付けで原告に対してした平成19年8月課税期間の消費税等の更正処分により新たに納付すべき消費税等の税額65万円のうち、隠蔽又は仮装に係る税額65万円に100分の35を乗じて算出した金額である。

エ 平成20年8月課税期間 46万2000円

上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、潮来税務署長が平成24年7月6日付けで原告に対してした平成20年8月課税期間の消費税等の更正処分により新たに納付すべき消費税等の税額132万5000円のうち、隠蔽又は仮装に係る税額132万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の35を乗じて算出した金額である。

オ 平成21年8月課税期間 63万円

上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、潮来税務署長が平成24年7月6日付けで原告に対してした平成21年8月課税期間の消費税等の更正処分により新たに納付すべき消費税等の税額180万円のうち、隠蔽又は仮装に係る税額180万円に100分の35を乗じて算出した金額である。

カ 平成22年8月課税期間 99万7500円

上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、潮来税務署長が平成24年7月6日付けで原告に対してした平成22年8月課税期間の消費税等の更正処分により新たに納付すべき消費税等の税額285万円のうち、隠蔽又は仮装に係る税額285万円に100分の35を乗じて算出した金額である。

キ 平成23年8月課税期間 41万3000円

上記金額は、通則法68条1項の規定に基づき、潮来税務署長が平成24年7月6日付けで原告に対してした平成23年8月課税期間の消費税等の更正処分により新たに納付すべき消費税等の税額118万円のうち、隠蔽又は仮装に係る税額118万円に100分の35を乗じて算出した金額である。

以上

法人税の課税処分等の経緯

(単位：円)

事業年度	区分	確定申告等 (期限内)	更正処分等 平成24年7月6日	異議申立て	異議決定	審査請求 平成24年8月2日	審査裁決 平成25年7月1日
平成 17 年 8 月 期	所得金額	△63,727,544	32,584,979			全部取消し	棄却
	納付すべき税額	△53,705	9,081,400				
	翌期へ繰り越す 欠損金の額	90,040,441	0				
	重加算税の額	—	3,195,500				
平成 18 年 8 月 期	所得金額	0	212,100,475			全部取消し	棄却
	納付すべき税額	△74,899	62,915,100				
	翌期へ繰り越す 欠損金の額	2,432,159	0				
	過少申告 加算税の額	—	5,853,500				
	重加算税の額	—	8,326,500				
平成 19 年 8 月 期	所得金額	74,013,206	101,884,314			全部取消し	棄却
	納付すべき税額	21,443,500	29,804,800				
	過少申告 加算税の額	—	446,000				
	重加算税の額	—	1,365,000				
平成 20 年 8 月 期	所得金額	17,632,547	56,575,393			全部取消し	棄却
	納付すべき税額	4,445,500	16,128,400				
	過少申告 加算税の額	—	373,000				
	重加算税の額	—	2,782,500				
平成 21 年 8 月 期	所得金額	37,713,301	61,437,360			全部取消し	棄却
	納付すべき税額	10,165,700	17,282,900				
	重加算税の額	—	2,488,500				
平成 22 年 8 月 期	所得金額	98,248,232	134,944,610			全部取消し	棄却
	納付すべき税額	28,395,200	39,404,000				
	重加算税の額	—	3,850,000				
平成 23 年 8 月 期	所得金額	330,356,309	377,037,511			全部取消し	棄却
	納付すべき税額	98,082,100	112,086,400				
	過少申告 加算税の額	—	692,000				
	重加算税の額	—	2,478,000				

- (注) 1 「所得金額」欄の「△」印は欠損金額を示し、「納付すべき税額」欄の「△」印は還付金額を示す。
2 平成21年8月期の「確定申告等」欄の金額は、平成22年1月1日に提出された修正申告書に記載されている金額である。

消費税等の課税処分等の経緯

(単位：円)

課税期間	区分	確定申告 (期限内)	更正処分等 平成24年7月6日	異議申立て 平成24年8月2日	異議決定 平成24年10月31日	審査請求 平成24年11月13日	審査裁決 平成25年11月5日
平成17年8月課税期間	課税標準額	973,711,000	1,018,111,000	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	消費税額	38,948,440	40,724,440				
	控除税額	25,301,313	25,301,313				
	納付すべき消費税額	13,647,100	15,423,100				
	納付すべき譲渡割額	3,411,700	3,855,700				
	重加算税の額	—	777,000				
平成18年8月課税期間	課税標準額	1,086,976,000	1,154,476,000	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	消費税額	43,479,040	46,179,040				
	控除税額	24,920,994	24,920,994				
	納付すべき消費税額	18,558,000	21,258,000				
	納付すべき譲渡割額	4,639,500	5,314,500				
	重加算税の額	—	1,179,500				
平成19年8月課税期間	課税標準額	1,131,537,000	1,144,537,000	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	消費税額	45,261,480	45,781,480				
	控除税額	26,834,188	26,834,188				
	納付すべき消費税額	18,427,200	18,947,200				
	納付すべき譲渡割額	4,606,800	4,736,800				
	重加算税の額	—	227,500				
平成20年8月課税期間	課税標準額	972,279,000	998,779,000	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	消費税額	38,891,160	39,951,160				
	控除税額	21,103,210	21,103,210				
	納付すべき消費税額	17,787,900	18,847,900				
	納付すべき譲渡割額	4,446,900	4,711,900				
	重加算税の額	—	462,000				
平成21年8月課税期間	課税標準額	931,533,000	967,533,000	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	消費税額	37,261,320	38,701,320				
	控除税額	20,004,292	20,004,292				
	納付すべき消費税額	17,257,000	18,697,000				
	納付すべき譲渡割額	4,314,200	4,674,200				
	重加算税の額	—	630,000				
平成22年8月課税期間	課税標準額	1,111,620,000	1,168,620,000	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	消費税額	44,464,800	46,744,800				
	控除税額	19,042,066	19,042,066				
	納付すべき消費税額	25,422,700	27,702,700				
	納付すべき譲渡割額	6,355,600	6,925,600				
	重加算税の額	—	997,500				
平成23年8月課税期間	課税標準額	1,625,538,000	1,649,138,000	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	消費税額	65,021,520	65,965,520				
	控除税額	35,335,028	35,335,028				
	納付すべき消費税額	29,686,400	30,630,400				
	納付すべき譲渡割額	7,421,600	7,657,600				
	重加算税の額	—	413,000				

別表 3、別表 5-1 から別表 5-7 まで、別表 6-1 から別表 6-7 まで、別表 7-1 から別表 7-7 まで、別表 8、別表 10 及び別表 11 省略

原告の法人税に係る所得金額及び納付すべき税額等

(単位：円)

区分		順号	平成17年8月期	平成18年8月期	平成19年8月期	平成20年8月期	平成21年8月期	平成22年8月期	平成23年8月期
申告所得（欠損）金額		①	△63,727,544	0	74,013,206	17,632,547	37,713,301	98,248,232	330,356,309
加算	固定資産売却収入の計上漏れ	②	44,400,000	67,500,000	13,000,000	26,500,000	36,000,000	57,000,000	23,600,000
	減価償却費の償却超過額 （少額減価償却資産）	③	1,207,920	436,165	2,439,150	1,683,710	723,202	1,224,866	2,307,196
	減価償却費の償却超過額（特別償却）	④	77,190,000	88,290,000	81,075,000	79,320,000	71,265,000	66,450,000	99,375,000
	繰越欠損金の当期控除額の過大額	⑤		87,608,282	2,432,159				
	加算計 （②+③+④+⑤）	⑥	122,797,920	243,834,447	98,946,309	107,503,710	107,988,202	124,674,866	125,282,196
減算	寄附金の損金不算入額の減少額	⑦	172,500			51,411			
	減価償却費の損金算入額の増加額	⑧		28,881,972	50,989,601	65,833,853	40,582,547	44,035,809	61,876,792
	固定資産未償却残高の損金算入額	⑨					45,604	9,071,207	
	繰越欠損金の当期控除額の損金算入額	⑩	26,312,897						
	事業税の損金算入額	⑪		2,852,000	20,085,600	2,675,600	3,738,600	2,266,800	3,487,100
	減算計 （⑦+⑧+⑨+⑩+⑪）	⑫	26,485,397	31,733,972	71,075,201	68,560,864	44,366,751	55,373,816	65,363,892
所得（欠損）金額 （①+⑥-⑫）	⑬	32,584,979	212,100,475	101,884,314	56,575,393	101,334,752	167,549,282	390,274,613	
所得金額に対する法人税額	⑭	9,135,200	62,990,000	29,925,200	16,332,500	29,440,200	49,304,700	116,122,200	
控除所得税額等	⑮	53,705	74,899	120,375	204,014	188,107	119,133	64,647	
納付すべき法人税額	⑯	9,081,400	62,915,100	29,804,800	16,128,400	29,252,000	49,185,500	116,057,500	
既に納付の確定した法人税額	⑰	△53,705	△74,899	21,443,500	4,445,500	10,165,700	28,395,200	98,082,100	
差引納付すべき法人税額 （⑯-⑰）	⑱	9,135,100	62,989,900	8,361,300	11,682,900	19,086,300	20,790,300	17,975,400	

原告の消費税等に係る納付すべき税額等

(単位：円)

区分		順号	平成17年8月 課税期間	平成18年8月 課税期間	平成19年8月 課税期間	平成20年8月 課税期間	平成21年8月 課税期間	平成22年8月 課税期間	平成23年8月 課税期間	
消費税	課税標準額	①	1,018,111,000	1,154,476,000	1,144,537,000	998,779,000	967,533,000	1,168,620,000	1,649,138,000	
	内訳	確定申告における課税売上額 (税抜き)	②	973,533,128	1,086,927,767	1,131,479,299	972,259,046	931,508,084	1,111,548,009	1,625,506,245
		売上げに係る対価の返還等の金額	③	177,950	48,975	57,850	20,525	25,425	72,775	32,350
		固定資産売却収入の計上漏れ	④	44,400,000	67,500,000	13,000,000	26,500,000	36,000,000	57,000,000	23,600,000
	課税標準額に対する消費税額 (①×4/100)	⑤	40,724,440	46,179,040	45,781,480	39,951,160	38,701,320	46,744,800	65,965,520	
	控除税額	⑥	25,301,313	24,920,994	26,834,188	21,103,210	20,004,292	19,042,066	35,335,028	
	納付すべき消費税額 (⑤-⑥)	⑦	15,423,100	21,258,000	18,947,200	18,847,900	18,697,000	27,702,700	30,630,400	
	既に納付の確定した消費税額	⑧	13,647,100	18,558,000	18,427,200	17,787,900	17,257,000	25,422,700	29,686,400	
	差引納付すべき消費税額 (⑦-⑧)	⑨	1,776,000	2,700,000	520,000	1,060,000	1,440,000	2,280,000	944,000	
	地方消費税	地方消費税の課税標準となる消費税額	⑩	15,423,100	21,258,000	18,947,200	18,847,900	18,697,000	27,702,700	30,630,400
納付すべき譲渡割額 (⑩×25/100)		⑪	3,855,700	5,314,500	4,736,800	4,711,900	4,674,200	6,925,600	7,657,600	
既に納付の確定した譲渡割額		⑫	3,411,700	4,639,500	4,606,800	4,446,900	4,314,200	6,355,600	7,421,600	
差引納付すべき譲渡割額 (⑪-⑫)		⑬	444,000	675,000	130,000	265,000	360,000	570,000	236,000	
差引納付すべき消費税等の合計額 (⑨+⑬)		⑭	2,220,000	3,375,000	650,000	1,325,000	1,800,000	2,850,000	1,180,000	

当裁判所の認定する原告の法人税に係る所得金額及び納付すべき税額等

(単位：円)

区分		順号	平成17年8月期	平成18年8月期	平成19年8月期	平成20年8月期	平成21年8月期	平成22年8月期	平成23年8月期
申告所得（欠損）金額		①	△63,727,544	0	74,013,206	17,632,547	37,713,301	98,248,232	330,356,309
加算	固定資産売却収入の計上漏れ	②	0	0	0	0	0	0	0
	減価償却費の償却超過額 （少額減価償却資産）	③	1,207,920	436,165	2,439,150	1,683,710	723,202	1,224,866	2,307,196
	減価償却費の償却超過額（特別償却）	④	77,190,000	88,290,000	81,075,000	79,320,000	71,265,000	66,450,000	99,375,000
	繰越欠損金の当期控除額	⑤		87,608,282	2,432,159				
	加算計 （②+③+④+⑤）	⑥	78,397,920	176,334,447	85,946,309	81,003,710	71,988,202	67,674,866	101,682,196
減算	寄附金の損金不算入額の減少額	⑦	172,500			51,411			
	減価償却費の損金算入額の増加額	⑧		28,881,972	50,989,601	65,833,853	40,582,547	44,035,809	61,876,792
	固定資産未償却残高の損金算入額	⑨					45,604	9,071,207	
	繰越欠損金の損金算入額	⑩	26,312,897	11,815,021					
	事業税等の損金算入額	⑪		0	12,745,100	2,132,300	1,246,700	2,890,800	1,120,300
	減算計 （⑦+⑧+⑨+⑩+⑪）	⑫	26,485,397	40,696,993	63,734,701	68,017,564	41,874,851	55,997,816	62,997,092
所得（欠損）金額 （①+⑥-⑫）		⑬	△11,815,021	135,637,454	96,224,814	30,618,693	67,826,652	109,925,282	369,041,413
所得金額に対する法人税額		⑭	0	40,051,100	28,227,200	8,545,400	19,387,800	32,017,500	109,752,300
控除所得税額等		⑮	53,705	74,899	120,375	204,014	188,107	119,133	64,647
納付すべき法人税額		⑯	△53,705	39,976,200	28,106,800	8,341,300	19,199,600	31,898,300	109,687,600
既に納付の確定した法人税額		⑰	△53,705	△74,899	21,443,500	4,445,500	10,165,700	28,395,200	98,082,100
差引納付すべき法人税額 （⑯-⑰）		⑱	0	40,051,000	6,663,300	3,895,800	9,033,900	3,503,100	11,605,500
過少申告加算税相当額		⑲	0	5,982,500	666,000	389,000	903,000	350,000	1,160,000
本件法人税各賦課決定処分額		⑳	3,195,500	14,180,000	1,811,000	3,155,500	2,488,500	3,850,000	3,170,000
内訳	過少申告加算税賦課額	㉑	0	5,853,500	446,000	373,000	0	0	692,000
	重加算税賦課額	㉒	3,195,500	8,326,500	1,365,000	2,782,500	2,488,500	3,850,000	2,478,000
適法な本件法人税各賦課決定処分額		㉓	0	5,982,500	666,000	389,000	903,000	350,000	1,160,000
内訳	適法な過少申告加算税賦課額	㉔	0	5,853,500	446,000	373,000	0	0	692,000
	過少申告加算税相当額として 適法な重加算税賦課額	㉕	0	129,000	220,000	16,000	903,000	350,000	468,000

原告の所得の計算における事業税等の損金算入額

(単位：円)

区分		順号	平成18年8月期	平成19年8月期	平成20年8月期	平成21年8月期	平成22年8月期	平成23年8月期
前事業年度の申告所得金額 (欠損金額が生じている場合は0)		①	0	0	74,013,206	17,632,547	37,713,301	98,248,232
前事業年度申告所得金額に基づき計算した事業税等の額 (本件法人税各申告上の事業税等の損金算入想定額)		②	0	0	6,829,200	1,416,600	3,344,400	9,142,400
内訳	標準税率により計算した事業税の額	③	0	0	6,829,200	1,416,600	3,344,400	5,051,100
	事業税の額から計算した地方法人特別税の額 (前事業年度が平成20年10月1日以後に開始する場合に限る)	④						4,091,300
本件法人税各更正処分上の前事業年度の所得金額		⑤	32,584,979	212,100,475	101,884,314	56,575,393	61,437,360	134,944,610
本件法人税各更正処分上の前事業年度所得金額に基づき 計算した事業税等の額		⑥	2,852,000	20,085,600	9,504,800	5,155,200	5,621,900	12,662,700
内訳	標準税率により計算した事業税の額	⑦	2,852,000	20,085,600	9,504,800	5,155,200	5,621,900	6,996,000
	事業税の額から計算した地方法人特別税の額 (前事業年度が平成20年10月1日以後に開始する場合に限る)	⑧						5,666,700
減算すべき事業税等の損金算入想定額 (⑥-②)		⑨	2,852,000	20,085,600	2,675,600	3,738,600	2,277,500	3,520,300
本件法人税各更正処分上の減算事業税等損金算入額 (甲3ないし8)		⑩	2,852,000	20,085,600	2,675,600	3,738,600	2,266,800	3,487,100
減算すべき損金算入想定額と実際の減算損金算入額との乖離 (⑨-⑩)		⑪	0	0	0	0	10,700	33,200
当裁判所の認定する前事業年度の所得金額 (欠損金額が生じている場合は0)		⑫	0	135,637,454	96,224,814	30,618,693	67,826,652	109,925,282
当裁判所の認定する前事業年度所得金額に基づき計算した 事業税等の額		⑬	0	12,745,100	8,961,500	2,663,300	6,235,200	10,262,700
内訳	標準税率により計算した事業税の額	⑭	0	12,745,100	8,961,500	2,663,300	6,235,200	5,670,000
	事業税の額から計算した地方法人特別税の額 (前事業年度が平成20年10月1日以後に開始する場合に限る)	⑮						4,592,700
減算すべき事業税等の損金算入額 (⑬-②)		⑯	0	12,745,100	2,132,300	1,246,700	2,890,800	1,120,300

変 更 判 決

原告 A株式会社

被告 国

上記当事者間の標記事件について当裁判所が平成29年1月13日に言い渡した判決に法令の違反があるので以下のとおり変更する。

主 文

- 1 「事実及び理由」の一部を本変更判決別紙1のとおり改める。
- 2 「別紙1主文目録」の一部を本変更判決別紙2のとおり改める。
- 3 「別表12」及び「別表13」をそれぞれ本変更判決別紙3のとおり改める。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 谷口 豊

裁判官 平山 馨

裁判官 馬場 潤

- 1 65頁16行目から17行目までに「別表12の平成17年8月期の順号⑬欄のとおり、なお」とあるのを「別表12の平成17年8月期の順号⑩欄のとおり、当期の益金として残る1449万7876円(同事業年度の順号①欄及び⑥欄の合計金額から同⑦欄の金額を減算した金額)の限度で損金に算入してもなお1181万5021円の」と改める。
- 2 68頁8行目から11行目までを削り、同15行目から18行目までを以下のとおり改める。

「カ 以上に基づいて、原告の本件各事業年度の法人税額を計算すると、その所得(欠損)金額及び納付すべき法人税額は、別表12の順号⑬欄及び⑯欄のとおりとなり、本件法人税申告に係る額から更に減算すべき事業税等の損金算入額を計算すると、別表13の順号⑯欄のとおり(なお、事業税等の額は、地方税法20条の4の2第3項本文により百円未満の端数金額は切り捨てられる。)となる(ただし、以上に基づいた場合に平成21年8月期の所得金額として算出される6782万6652円(別表12の同事業年度の順号①欄及び⑥欄の合計金額から同⑯欄の金額を減算した金額)は、本件法人税各更正処分のうち同事業年度に係るものにより更正された所得金額6143万7360円を超えるから、同事業年度の所得金額として認定することのできる金額は同更正処分類にとどまり、以下、順次、同事業年度の納付すべき法人税額並びに翌期以降の損金の額に算入することのできる事業税等の額、所得金額及び納付すべき法人税額として認定すべき金額もこれに基づき計算される金額の範囲内にとどまるから、別表12及び13においては、これらを前提とした金額を認定するにとどめている。)。本件法人税各更正処分は、このようにして計算した別表12の順号⑬欄及び⑯欄記載の範囲においては適法であるが、これらを超える部分につき違法である。」

1 71頁7行目(「別紙1)」とある行を含む。)に「所得金額マイナス1181万5021円」とあるのを「所得金額零円」と改める。

2 72頁4行目から21行目までを以下のとおり改める。

「(5)平成20年9月1日から平成21年8月31日までの事業年度

ア 本税

(取り消す部分なし)

イ 加算税

重加算税賦課決定処分のうち71万1000円を超える部分

(6)平成21年9月1日から平成22年8月31日までの事業年度

ア 本税

所得金額1億1053万8582円、納付すべき税額3208万2200円を超える部分

イ 加算税

重加算税賦課決定処分のうち36万8000円を超える部分

(7)平成22年9月1日から平成23年8月31日までの事業年度

ア 本税

所得金額3億6898万2613円、納付すべき税額1億0966万9900円を超える部分

イ 加算税

重加算税賦課決定処分のうち46万6000円を超える部分」

当裁判所の認定する原告の法人税に係る所得金額及び納付すべき税額等

(単位：円)

区分		順号	平成17年8月期	平成18年8月期	平成19年8月期	平成20年8月期	平成21年8月期	平成22年8月期	平成23年8月期
申告所得(欠損)金額		①	△63,727,544	0	74,013,206	17,632,547	37,713,301	98,248,232	330,356,309
加算	固定資産売却収入の計上漏れ	②	0	0	0	0	0	0	0
	減価償却費の償却超過額(少額減価償却資産)	③	1,207,920	436,165	2,439,150	1,683,710	723,202	1,224,866	2,307,196
	減価償却費の償却超過額(特別償却)	④	77,190,000	88,290,000	81,075,000	79,320,000	71,265,000	66,450,000	99,375,000
	繰越欠損金の当期控除額	⑤		87,608,282	2,432,159				
	加算計 (②+③+④+⑤)	⑥	78,397,920	176,334,447	85,946,309	81,003,710	71,988,202	67,674,866	101,682,196
減算	寄附金の損金不算入額の減少額	⑦	172,500			51,411			
	減価償却費の損金算入額の増加額	⑧		28,881,972	50,989,601	65,833,853	40,582,547	44,035,809	61,876,792
	固定資産未償却残高の損金算入額	⑨					45,604	9,071,207	
	繰越欠損金の損金算入額	⑩	14,497,876	11,815,021					
	事業税等の損金算入額	⑪		0	12,745,100	2,132,300	1,246,700	2,277,500	1,179,100
	減算計 (⑦+⑧+⑨+⑩+⑪)	⑫	14,670,376	40,696,993	63,734,701	68,017,564	41,874,851	55,384,516	63,055,892
所得(欠損)金額 (①+⑥-⑫)(注)		⑬	0	135,637,454	96,224,814	30,618,693	61,437,360	110,538,582	368,982,613
所得金額に対する法人税額		⑭	0	40,051,100	28,227,200	8,545,400	17,471,100	32,201,400	109,734,600
控除所得税額等		⑮	53,705	74,899	120,375	204,014	188,107	119,133	64,647
納付すべき法人税額		⑯	△53,705	39,976,200	28,106,800	8,341,300	17,282,900	32,082,200	109,669,900
既に納付の確定した法人税額		⑰	△53,705	△74,899	21,443,500	4,445,500	10,165,700	28,395,200	98,082,100
差引納付すべき法人税額 (⑯-⑰)		⑱	0	40,051,000	6,663,300	3,895,800	7,117,200	3,687,000	11,587,800
過少申告加算税相当額		⑲	0	5,982,500	666,000	389,000	711,000	368,000	1,158,000
本件法人税各賦課決定処分額		⑳	3,195,500	14,180,000	1,811,000	3,155,500	2,488,500	3,850,000	3,170,000
内訳	過少申告加算税賦課額	㉑	0	5,853,500	446,000	373,000	0	0	692,000
	重加算税賦課額	㉒	3,195,500	8,326,500	1,365,000	2,782,500	2,488,500	3,850,000	2,478,000
適法な本件法人税各賦課決定処分額		㉓	0	5,982,500	666,000	389,000	711,000	368,000	1,158,000
内訳	適法な過少申告加算税賦課額	㉔	0	5,853,500	446,000	373,000	0	0	692,000
	過少申告加算税相当額として 適法な重加算税賦課額	㉕	0	129,000	220,000	16,000	711,000	368,000	466,000

(注) 平成21年8月期については、①+⑥-⑫より金額の小さい更正処分に係る金額である(別表1参照)。

原告の所得の計算における事業税等の損金算入額

(単位：円)

区分		順号	平成18年8月期	平成19年8月期	平成20年8月期	平成21年8月期	平成22年8月期	平成23年8月期
前事業年度の申告所得金額 (欠損金額が生じている場合は0)		①	0	0	74,013,206	17,632,547	37,713,301	98,248,232
前事業年度申告所得金額に基づき計算した事業税等の額 (本件法人税各申告上の事業税等の損金算入想定額)		②	0	0	6,829,200	1,416,600	3,344,400	9,142,400
内訳	標準税率により計算した事業税の額	③	0	0	6,829,200	1,416,600	3,344,400	5,051,100
	事業税の額から計算した地方法人特別税の額 (前事業年度が平成20年10月1日以後に開始する場合に限る)	④						4,091,300
本件法人税各更正処分上の前事業年度の所得金額		⑤	32,584,979	212,100,475	101,884,314	56,575,393	61,437,360	134,944,610
本件法人税各更正処分上の前事業年度所得金額に基づき 計算した事業税等の額		⑥	2,852,000	20,085,600	9,504,800	5,155,200	5,621,900	12,662,700
内訳	標準税率により計算した事業税の額	⑦	2,852,000	20,085,600	9,504,800	5,155,200	5,621,900	6,996,000
	事業税の額から計算した地方法人特別税の額 (前事業年度が平成20年10月1日以後に開始する場合に限る)	⑧						5,666,700
減算すべき事業税等の損金算入想定額 (⑥-②)		⑨	2,852,000	20,085,600	2,675,600	3,738,600	2,277,500	3,520,300
本件法人税各更正処分上の減算事業税等損金算入額 (甲3ないし8)		⑩	2,852,000	20,085,600	2,675,600	3,738,600	2,266,800	3,487,100
減算すべき損金算入想定額と実際の減算損金算入額との乖離 (⑨-⑩)		⑪	0	0	0	0	10,700	33,200
当裁判所の認定する前事業年度の所得金額		⑫	0	135,637,454	96,224,814	30,618,693	61,437,360	110,538,582
当裁判所の認定する前事業年度所得金額に基づき計算した 事業税等の額		⑬	0	12,745,100	8,961,500	2,663,300	5,621,900	10,321,500
内訳	標準税率により計算した事業税の額	⑭	0	12,745,100	8,961,500	2,663,300	5,621,900	5,702,500
	事業税の額から計算した地方法人特別税の額 (前事業年度が平成20年10月1日以後に開始する場合に限る)	⑮						4,619,000
減算すべき事業税等の損金算入額 (⑬-②)		⑯	0	12,745,100	2,132,300	1,246,700	2,277,500	1,179,100